

第4次

大山崎町障がい者（児）計画

第5期障がい者（児）基本計画

第7期障がい福祉計画

第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

大山崎町

はじめに

大山崎町は、京都盆地の南西端に位置し、天下分け目の山崎の合戦で有名な天王山や桂川・宇治川・木津川の三川が合流し誕生する淀川等の豊かな自然に抱かれたまちです。また、長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた数多くの文化財を有しています。古くは京から西国へ至る重要な幹線道路であった西国街道、現在では新幹線、ＪＲ線、阪急線、高速道路、国道等が通る交通の要衝のまちとしても知られています。

近年、私たちを取り巻く社会情勢が急速に変化していく中、障がい福祉制度も例外ではありません。平成 25 年には障害者自立支援法が障害者総合支援法となり、難病患者が障がい者の範囲に加えられる見直しが行われ、同法はその後新たな障がい福祉サービスが規定されるなどの改正が行われています。また、令和 3 年には障害者差別解消法が改正（令和 6 年 4 月 1 日施行）され、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。



このように、障がい福祉に関連する法制度等が変化を続ける中、本町では、平成 30 年 3 月に「第 3 次大山崎町障がい者（児）計画」を策定し、「共につくる福祉のまちをめざして ささえあい、心やさしい、ふるさとを」を基本理念に障がい福祉施策の充実に向けてまいりました。

このたび「第 3 次大山崎町障がい者（児）計画」の計画期間が終了するため、新たに令和 6 年度から令和 11 年度までを計画期間とする「第 4 次大山崎町障がい者（児）計画」を策定しました。今後も、この計画を基に、障がい福祉施策の推進に一層の努力をしてまいりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、数多くの貴重なご意見をいただきました町民の皆様、障がい者団体、関係機関の皆様、大山崎町障害者基本計画等策定委員会の委員の皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和 6 年 3 月

大山崎町長 前川 光

目 次

第1編 計画策定にあたって

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨 2
2. 計画の性格と位置づけ 4
3. 計画の期間 5
4. 計画の体制 6

第2章 本町における動向

1. 人口、障害者手帳所持者数等の状況 7
2. アンケート調査結果の概要 11
3. アンケート調査結果からみえる現状（事業所） 16
4. 団体等ヒアリング調査結果からみえる現状 20

第2編 第5期障がい者（児）基本計画

第1章 計画の基本理念

1. 基本理念 24
2. 基本目標 24

第2章 計画の基本方向

1. 理解と交流の促進 26
 - （1）障がいや障がいのある人に対する理解の促進 26
 - （2）福祉教育の推進と交流・ふれあいの場の充実 28
 - （3）住民、団体、ボランティア活動等の推進 30
2. 教育、療育の推進 33
 - （1）早期療育の充実 33
 - （2）障がいのある子どもの力を伸ばすための教育の充実 35
 - （3）スポーツ、文化、レクリエーション、余暇活動の充実 38
3. 生活支援サービスの充実 41
 - （1）相談支援体制の充実 41
 - （2）障がい福祉サービス等の充実 44
 - （3）障がいの重度化・障がいのある人の高齢化への対応 46
 - （4）生活安定のための施策の充実 48
 - （5）精神障がい者の福祉の充実 50
 - （6）権利擁護の推進 51
4. 保健・医療の充実 52
 - （1）保健・医療の充実 52
 - （2）精神保健、医療施策の推進 56

5. 生活環境の整備	58
(1) 福祉のまちづくりの推進	58
(2) 情報・意思疎通支援	61
(3) 安全・安心のまちづくりの推進	63
6. 雇用・就労の促進	66
(1) 一般就労の促進	66
(2) 福祉的就労の充実	68

第3編 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

第1章 成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	72
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	73
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	73
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	74
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	75
(6) 相談支援体制の充実・強化等	76
(7) 障がい福祉サービス等の質の向上	77

第2章 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する方策や見込量等

1. 障がい福祉サービスの見込量	78
(1) 訪問系サービス	78
(2) 日中活動系サービス	80
(3) 居住系サービス	82
(4) 相談支援	83
2. 地域生活支援事業の見込量	84
(1) 理解促進研修・啓発事業	84
(2) 自発的活動支援事業	84
(3) 相談支援事業	85
(4) 成年後見制度利用支援事業	86
(5) 意思疎通支援事業	87
(6) 日常生活用具給付等事業	88
(7) 手話奉仕員養成研修事業	89
(8) 移動支援事業	90
(9) 地域活動支援センター事業	91
(10) 任意事業	92
3. 障がい児福祉サービスの見込量	94

第4編	計画の推進に向けて	
1.	連携体制の強化	98
2.	計画の進行管理	98

資料編		
1.	大山崎町障害者基本計画等策定委員会設置要綱	100
2.	大山崎町障害者基本計画等策定委員会委員名簿	102
3.	大山崎町障害者基本計画等策定委員会の経緯	103
4.	用語解説	104

第1編

計画策定にあたって

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

大山崎町では、本町における障がい者施策の基本指針として、総合的な視点から施策の体系化を図り、今後も障がい福祉に関する取り組みを着実に推進していくため、平成30年3月に「第3次大山崎町障がい者（児）計画」（第4期障がい者（児）基本計画、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画）を策定し、「共につくる福祉のまちをめざして ささえあい、心やさしい、ふるさとを」を基本理念として、計画的に障がい者施策を推進してきました。また、令和3年3月には「大山崎町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の策定を行っています。

その間、我が国の障がいのある人を取り巻く状況については、平成30年以降、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という）や児童福祉法、障害者の雇用の促進等に関する法律、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という）が改正され、令和元年には、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律、令和2年には、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和4年改正）、令和3年には、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律、令和4年には、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（以下、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という）が施行されました。また、令和6年4月からは、改正障害者差別解消法の施行により、行政機関等と同様に事業者においても合理的配慮の提供が義務化されるなど、障害者施策の充実と多様化が進んでいます。

国においては、これらの法律の改正等を踏まえつつ、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図り、国が講ずる障がい者施策の基本的な方向を定める「障害者基本計画（第5次）」が令和5年3月に策定されました。また、京都府においても、国の動きや、府内の障がいのある人を取り巻く現状と課題を踏まえ、令和2年3月に「第4期京都府障害者基本計画」が策定されました。

このような中、本町の第4期障がい者（児）基本計画、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の計画期間が令和5年度で終了することから、関連する計画や法令との整合、障がいのある人とその家族が抱えるニーズ、各計画の進捗状況などを踏まえ、本町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第4次大山崎町障がい者（児）計画」（第5期障がい者（児）基本計画、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画）を策定します。

◆「障害」の表記について

「障害」の表記を「障がい」とします。しかし、法律で定められている用語については「障害」と表記しています。

◆「計画」の表記について

計画の表記について、「第5期障がい者(児)基本計画、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」をさす場合は「本計画」といい、「第5期障がい者(児)基本計画」のみをさす場合は「基本計画」、「第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画」のみをさす場合は「福祉計画」と表記しています。

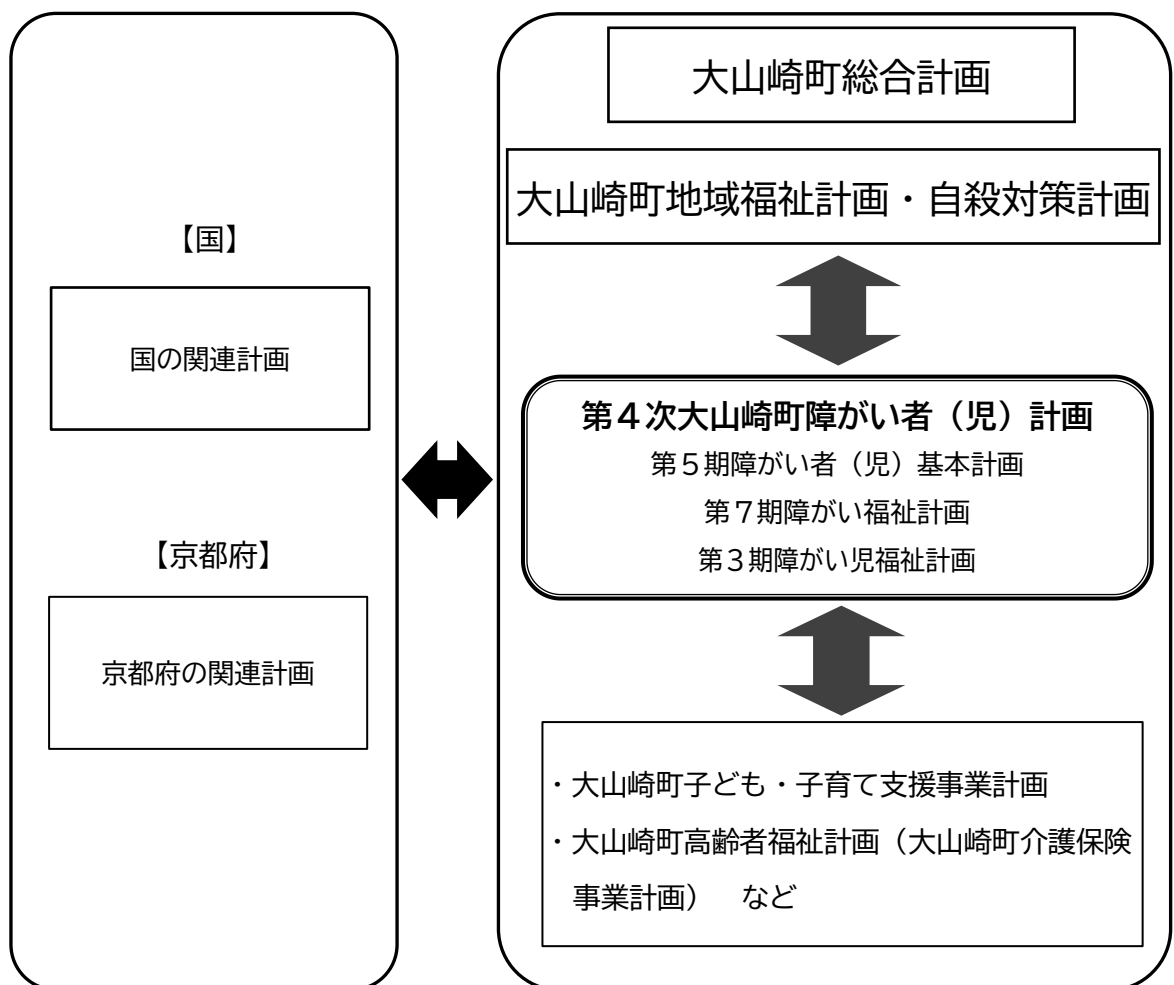
2. 計画の性格と位置づけ

基本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」として、本町における障がい者施策の基本的な計画となるものです。

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障がい児福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」です。障害者基本法の基本理念に則り、国の定める基本指針（障がい福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針）に即し、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画です。

また、「大山崎町総合計画」や「大山崎町地域福祉計画・自殺対策計画」、「大山崎町子ども・子育て支援事業計画」、「大山崎町高齢者福祉計画（大山崎町介護保険事業計画）」などと整合を図っていきます。

さらに、国の「障害者基本計画」、京都府の「京都府障害者基本計画」や「京都府障害福祉計画」、「京都府障害児福祉計画」などの内容を踏まえるとともに、整合を図っていきます。



3. 計画の期間

障がい者（児）基本計画は、令和6年度から令和11年度までの6か年計画とします。

障がい福祉計画、障がい児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3か年計画です。

ただし、障がい者（児）基本計画においても社会情勢やニーズの変化が生じた場合は、見直しを行うこととします。

	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
障がい者（児） 基本計画						
	第5期計画					
障がい福祉計画						
		第7期計画		第8期計画（予定）		
障がい児福祉計画						
		第3期計画		第4期計画（予定）		

4. 計画の体制

(1) 大山崎町障害者基本計画等策定委員会における検討

計画策定にあたって、学識経験者や障がい者福祉に関係する各種団体・関係機関等で構成する「大山崎町障害者基本計画等策定委員会」において議論・検討し、それらを踏まえ計画を策定しました。

(2) 障がいのある人等からの意見の集約

- ①町内に住む身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人全員（悉皆調査）を対象に、生活状況や考え、ニーズ等を把握するためアンケート調査を実施しました。

【アンケート調査の概要】

項目	内容
調査対象者	町内に住む身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人全員（悉皆調査）
調査期間	令和5年10月から11月
調査方法	郵送による配布・回収
配布・回収状況	配布数：795件 回収数：389件 回収率：48.9%

- ②本町の住民の方に障がい福祉サービスを提供している事業所にアンケート調査を実施し、サービスの提供状況や今後のサービス展開等についてご意見を伺いました。なお、53事業者（発送90事業所）から回答をいただいています。

- ③本町の障がい者施策に関係する障がい者団体・事業所等に対して紙面によるヒアリング調査を実施しました。なお、13団体・事業所等（発送17団体・事業所等）から回答をいただいています。

(3) パブリックコメントの実施

本計画は、パブリックコメントを実施し、町民から広く意見をお聞きし、策定を行いました。

パブリックコメントは令和6年2月から3月に実施し、意見はありませんでした。

第2章 本町における動向

1. 人口、障害者手帳所持者数等の状況

(1) 人口の状況

本町の人口は、令和4年度末現在で16,505人であり、直近の5年では年々増加しています。

人口数

単位:人

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
人口	15,863	16,005	16,137	16,348	16,423	16,505

資料:人口は住民基本台帳(各年度末現在)

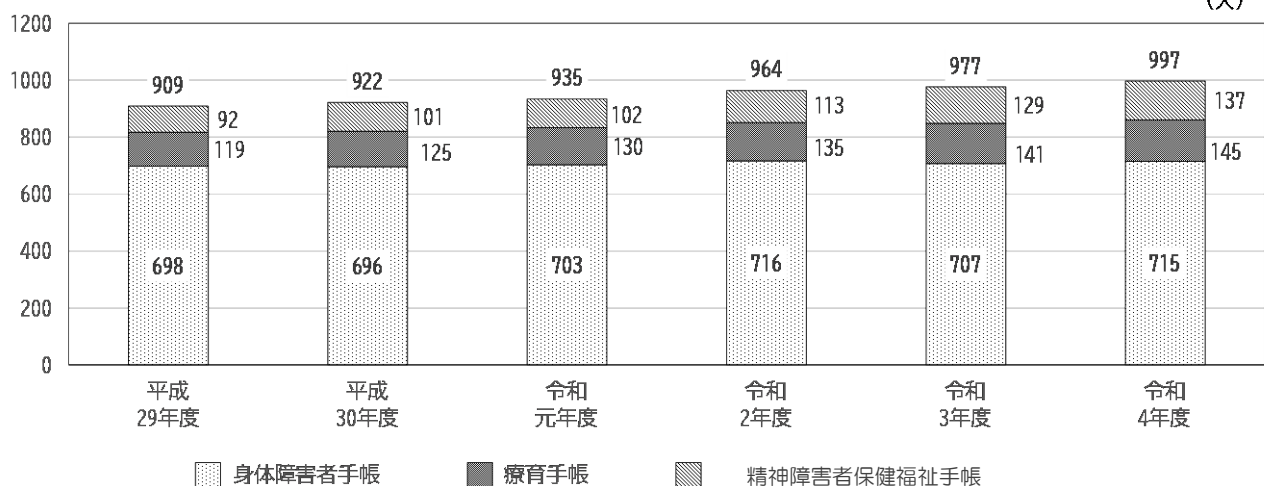
(2) 障害者手帳所持者数、障害者手帳別の所持者数の推移

障害者手帳所持者数は、令和4年度末現在で997人と年々増加しており、人口に占める障害者手帳所持者の割合は6.0%となっています。

障害者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、令和4年度末現在715人となっています。また、療育手帳所持者数も増加傾向にあり、令和4年度末現在145人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数も増加傾向にあり、令和4年度末現在137人となっています。

障害者手帳別所持者数の推移

(人)



資料:庁内調べ(各年度末現在)

(3) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数の等級別の状況をみると、令和4年度末現在、1級の手帳所持者数が208人で最も多く、次いで4級の手帳所持者数が188人となっています。また、5級、6級の手帳所持者数は増加傾向にあります。

等級別身体障害者手帳所持者数

単位:人

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
1級	202	202	202	212	209	208
2級	100	95	91	87	87	88
3級	120	117	122	125	121	119
4級	184	189	188	185	186	188
5級	53	51	57	61	54	60
6級	39	42	43	46	50	52
合計	698	696	703	716	707	715

資料:庁内調べ(各年度末現在)

身体障害者手帳所持者数の障がいの種類別の状況をみると、肢体不自由が358人(50.1%)と最も多く、次いで内部障がいが249人(34.8%)となっています。また、内部障がいの手帳所持者数は増加傾向にあります。

障がいの種類別身体障害者手帳所持者数

単位:人

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
視覚障がい	34	35	36	35	35	38
聴覚・平衡機能 障がい	51	55	53	54	61	64
音声・言語・そし ゃく機能障がい	7	8	8	9	6	6
肢体不自由	373	367	373	382	363	358
内部障がい	233	231	233	236	242	249
合計	698	696	703	716	707	715

資料:庁内調べ(各年度末現在)

(4) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数の程度（判定）別の状況をみると、令和4年度末現在、A判定の手帳所持者数が60人、B判定の手帳所持者数が85人となっています。また、A判定、B判定の手帳所持者数は増加傾向にあります。

障がいの程度別療育手帳所持者数

単位:人

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
A(重度)	55	56	58	56	57	60
B(中、軽度)	64	69	72	79	84	85
合計	119	125	130	135	141	145

資料:庁内調べ(各年度末現在)

(5) 精神障がい者の状況

①精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別の状況をみると、令和4年度末現在、3級の手帳所持者数が76人で最も多く、次いで2級の手帳所持者数が59人となっています。また、手帳所持者数の合計人数は年々増加しています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位:人

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
1級	0	1	3	3	2	2
2級	45	50	44	48	63	59
3級	47	50	55	62	64	76
合計	92	101	102	113	129	137

資料:庁内調べ(各年度末現在)

② 自立支援医療（精神通院医療）受給者の状況

自立支援医療（精神通院医療）受給者数の状況をみると、令和4年度末現在 265 人で、増加傾向にあります。

自立支援医療（精神通院医療）受給者数

単位:人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
自立支援医療 （精神通院医療） 受給者	207	206	217	268	255	265

資料:庁内調べ(各年度末現在)

2. アンケート調査結果の概要

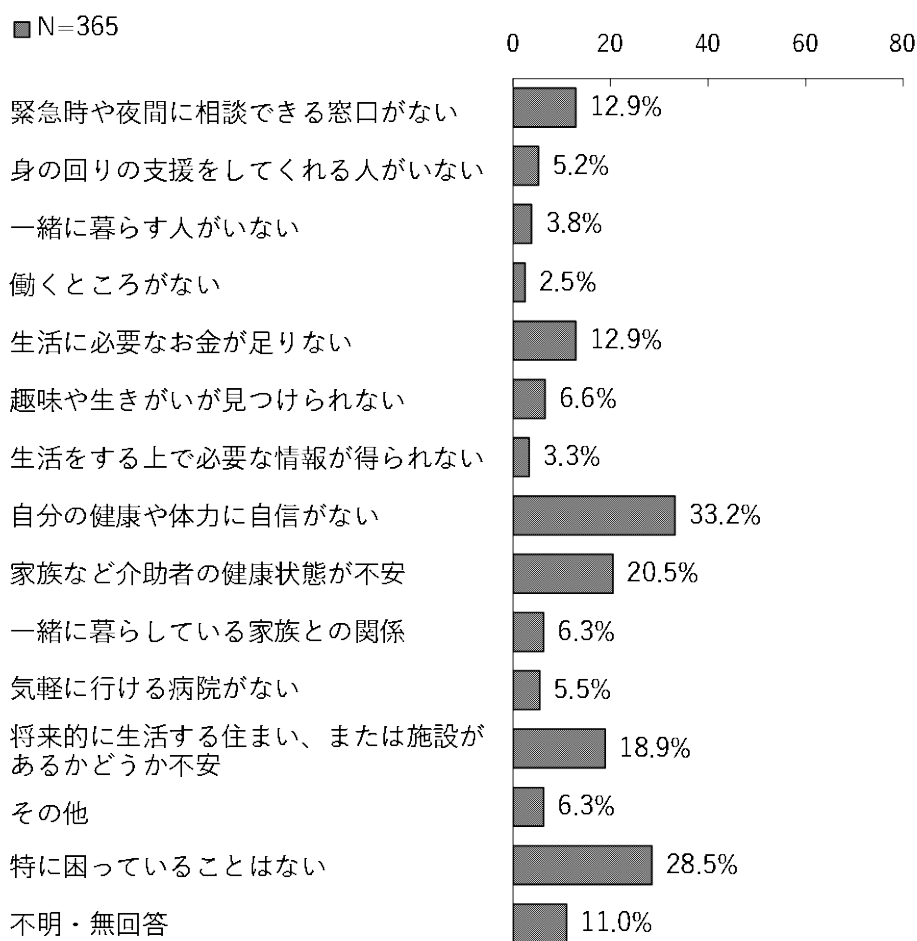
アンケートの年齢別にみた障がい種別の構成は以下のとおりです。

単位：％

	N＝	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	不明・ 無回答
全体	375	4.5	9.6	21.9	63.2	0.8
身体障がい	286	0.7	2.8	16.4	80.1	-
知的障がい	57	24.6	38.6	31.6	-	5.3
精神障がい	47	6.4	25.5	55.3	12.8	-

(1) 現在の生活で困っていることや不安に思っていること

18歳以上の方の現在の生活で困っていることや不安に思っていることについては、「自分の健康や体力に自信がない」が33.2%で最も高く、「特に困っていることはない」が28.5%、「家族など介助者の健康状態が不安」が20.5%、「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」が18.9%で続いています。



障がい種別クロス

障がい種別にみると、『身体障がい』『精神障がい』では「自分の健康や体力に自信がない」が32.4%、54.5%で最も高くなっています。『知的障がい』では「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」が52.5%で最も高くなっています。

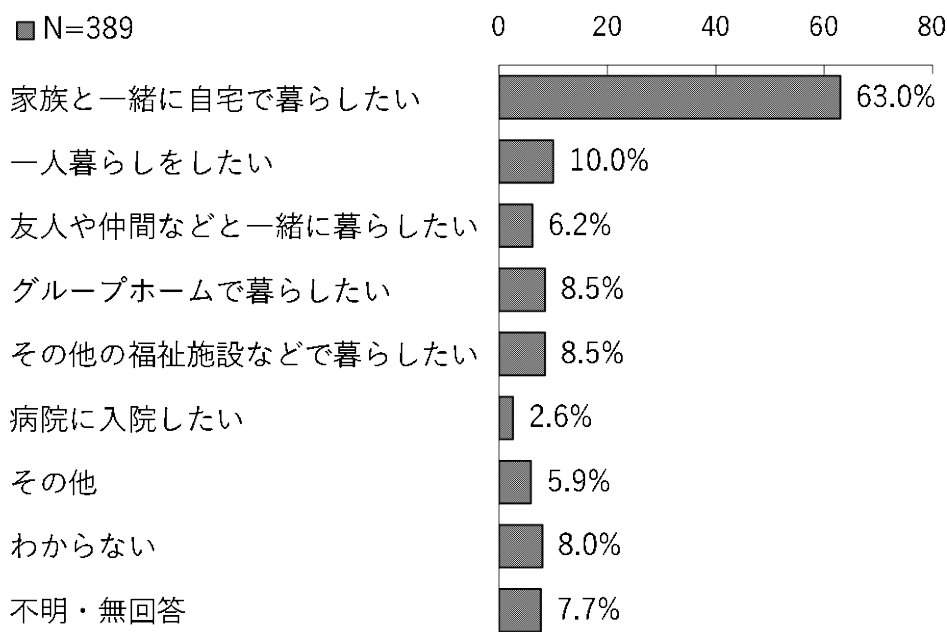
また、『身体障がい』では「特に困っていることはない」が、『精神障がい』では「緊急時や夜間に相談できる窓口がない」「生活に必要なお金が足りない」が、他の障がい種別に比べて高くなっています。

	N=	緊急時や夜間に相談できる窓口がない	身の回りの支援をしてくれる人がいない	一緒に暮らす人がいない	働くところがない	生活に必要なお金が足りない	趣味や生きがいが見つけられない	生活をすすめる上で必要な情報が得られない	自分の健康や体力に自信がない
全体	355	12.4	5.1	3.9	2.5	12.7	6.8	3.4	33.2
身体障がい	284	11.3	4.2	4.6	1.4	8.8	6.0	2.5	32.4
知的障がい	40	12.5	10.0	-	10.0	17.5	7.5	7.5	7.5
精神障がい	44	25.0	11.4	9.1	9.1	38.6	11.4	9.1	54.5

	家族など介助者の健康状態が不安	一緒に暮らしている家族との関係	気軽に行ける病院がない	将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安	その他	特に困っていることはない	不明・無回答
全体	20.6	6.5	5.4	19.2	6.5	28.5	10.7
身体障がい	16.5	4.2	4.2	13.7	6.3	31.3	12.3
知的障がい	37.5	12.5	7.5	52.5	7.5	17.5	5.0
精神障がい	31.8	13.6	13.6	38.6	9.1	15.9	4.5

(2) 今後希望する暮らし

将来希望する暮らし方については、「家族と一緒に自宅で暮らしたい」が 63.0%で最も高く、「一人暮らしをしたい」が 10.0%、「グループホームで暮らしたい」「その他の福祉施設などで暮らしたい」が 8.5%で続いています。



障がい種別クロス

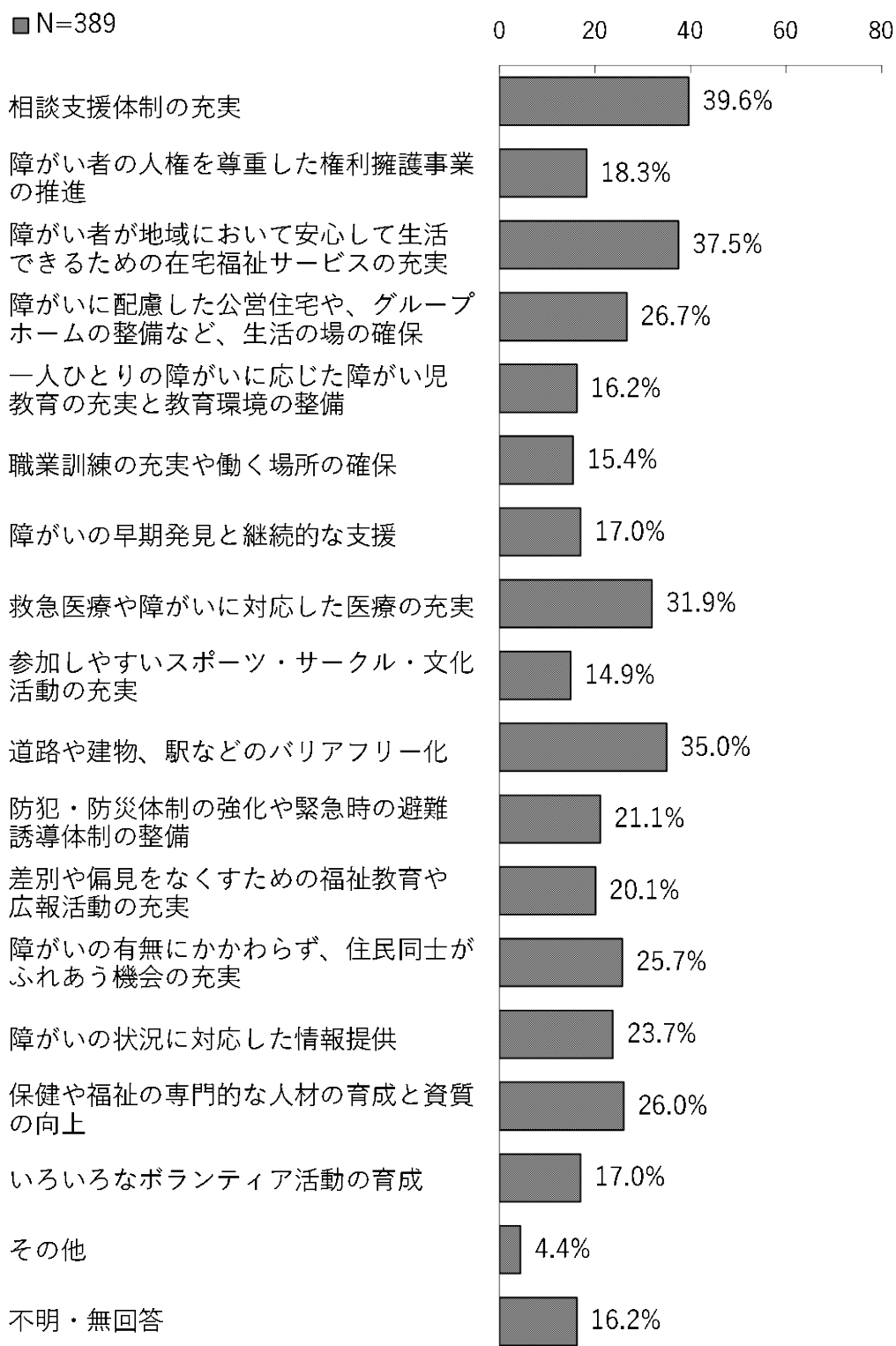
障がい種別にみると、いずれの障がい種別でも「家族と一緒に自宅で暮らしたい」(『身体障がい』65.0%、『知的障がい』54.4%、『精神障がい』57.4%)が最も高くなっています。

また、『知的障がい』では「グループホームで暮らしたい」が、『精神障がい』では「一人暮らしをしたい」が、他の障がい種別に比べて高くなっています。

	N=	家族と一緒に自宅で暮らしたい	一人暮らしをしたい	友人や仲間などと一緒に暮らしたい	グループホームで暮らしたい	その他の福祉施設などで暮らしたい	病院に入院したい	その他	わからない	不明・無回答
全体	375	63.2	10.4	5.9	8.3	8.0	2.7	6.1	8.3	7.2
身体障がい	286	65.0	7.0	3.8	3.5	8.0	2.8	4.9	7.7	9.1
知的障がい	57	54.4	12.3	14.0	35.1	12.3	1.8	10.5	12.3	1.8
精神障がい	47	57.4	25.5	10.6	12.8	8.5	6.4	8.5	10.6	2.1

(3) 住みよいまちをつくるために必要なこと

住みよいまちをつくるために必要なことについては、「相談支援体制の充実」が39.6%で最も高く、「障がい者が地域において安心して生活するための在宅福祉サービスの充実」が37.5%、「道路や建物、駅などのバリアフリー化」が35.0%が続いています。



障がい種別クロス

障がい種別にみると、『身体障がい』では「相談支援体制の充実」が36.4%、『知的障がい』では「障がい者が地域において安心して生活できるための在宅福祉サービスの充実」が54.4%、『精神障がい』では「障がい者に配慮した公営住宅や、グループホームの整備など、生活の場の確保」が46.8%で最も高くなっています。

また、『知的障がい』ではほとんどの項目が30%以上となっています。

	N=	相談支援体制の充実	障がい者の人権を尊重した権利擁護事業の推進	障がい者が地域において安心して生活できるための在宅福祉サービスの充実	障がい者に配慮した公営住宅や、グループホームの整備など、生活の場の確保	一人ひとりの障がいに応じた障がい児教育の充実と教育環境の整備	職業訓練の充実や働く場所の確保	障がいの早期発見と継続的な支援	救急医療や障がいに対応した医療の充実	参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の充実
全体	375	39.2	18.4	38.1	26.9	15.7	15.7	16.8	32.5	14.9
身体障がい	286	36.4	14.3	35.7	19.9	10.8	9.1	14.0	32.2	11.2
知的障がい	57	49.1	38.6	54.4	52.6	35.1	36.8	24.6	33.3	29.8
精神障がい	47	44.7	27.7	38.3	46.8	25.5	36.2	25.5	34.0	17.0

	道路や建物、駅などのバリアフリー化	防犯・防災体制の強化や緊急時の避難誘導体制の整備	差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実	障がいの有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会の充実	障がいの状況に対応した情報提供	保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上	いろいろなボランティア活動の育成	その他	不明・無回答
全体	35.2	21.1	20.0	25.1	23.7	25.6	16.8	4.5	15.5
身体障がい	36.0	19.2	13.6	22.0	18.5	21.0	15.7	4.2	18.2
知的障がい	33.3	31.6	36.8	38.6	43.9	45.6	28.1	3.5	7.0
精神障がい	34.0	23.4	40.4	27.7	36.2	34.0	10.6	8.5	8.5

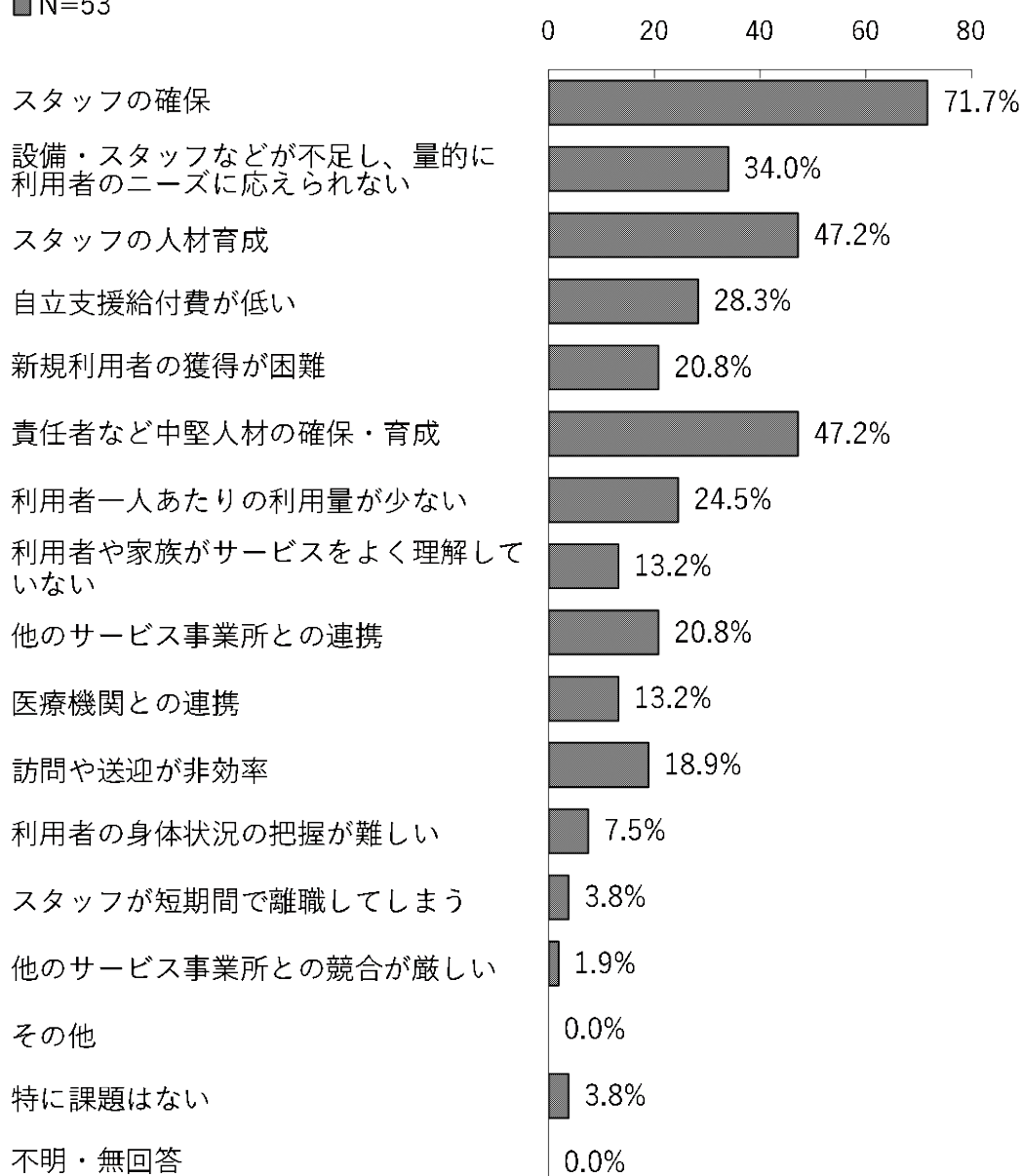
3. アンケート調査結果からみえる現状（事業所）

本町の住民の方に障がい福祉サービスを提供している事業所から、サービス提供体制の状況や考えを伺いました。主な回答は以下の通りです。

（１）事業を運営するうえでの課題について

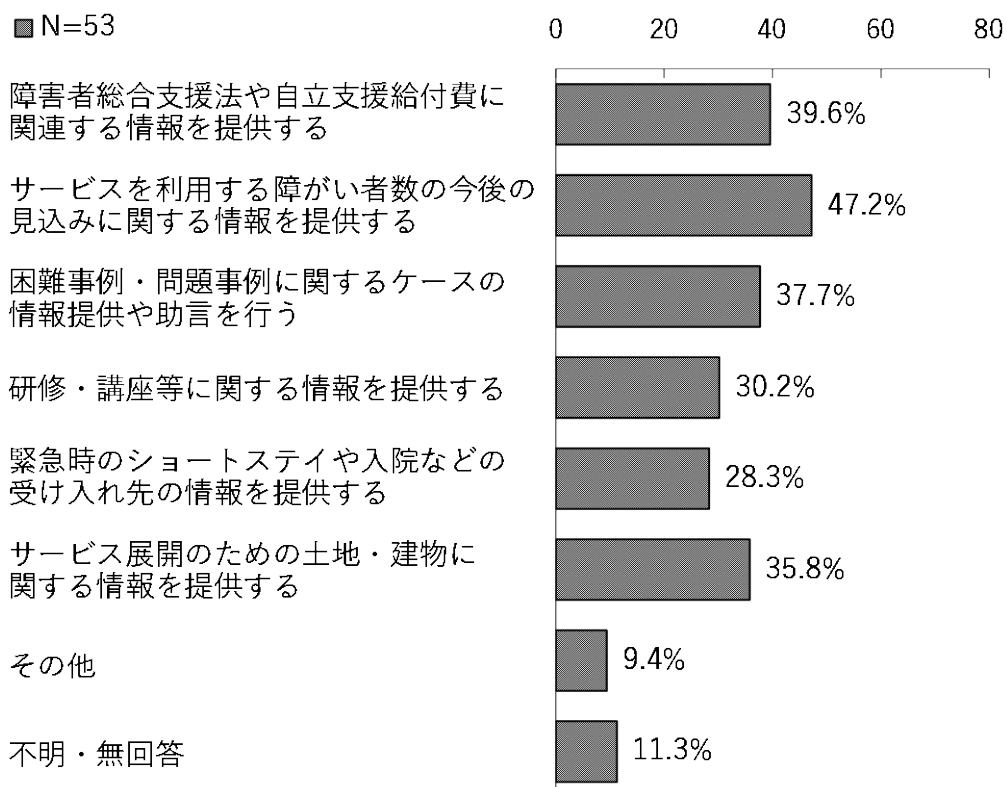
事業を運営する上での課題については、「スタッフの確保」が71.7%と最も高く、次いで「スタッフの人材育成」「責任者など中堅人材の確保・育成」が47.2%、「設備・スタッフなどが不足し、量的に利用者のニーズに応えられない」が34.0%となっています。

■ N=53



(2) 障がい福祉サービスへの新規参入の促進に必要なこと

障がい福祉サービスへの新規参入を促進するために必要だと思うことについては、「サービスを利用する障がい者数の今後の見込みに関する情報を提供する」が47.2%と最も高く、次いで「障害者総合支援法や自立支援給付費に関連する情報を提供する」が39.6%、「困難事例・問題事例に関するケースの情報提供や助言を行う」が37.7%となっています。

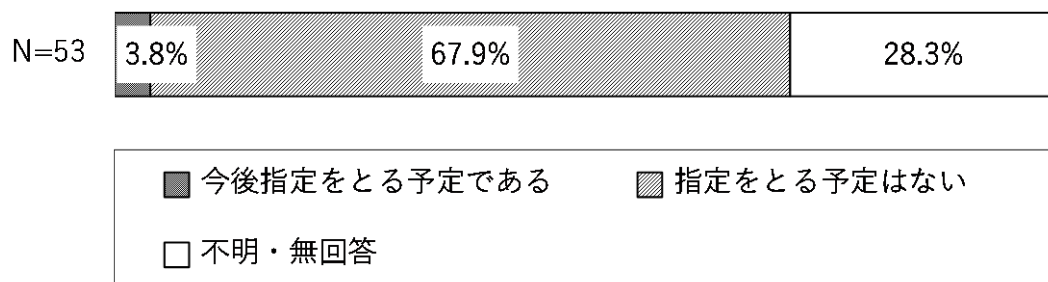


(3) 指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所の

指定をとる予定について

※ サービス等利用計画の作成やモニタリング等の計画相談支援は指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所が行います。

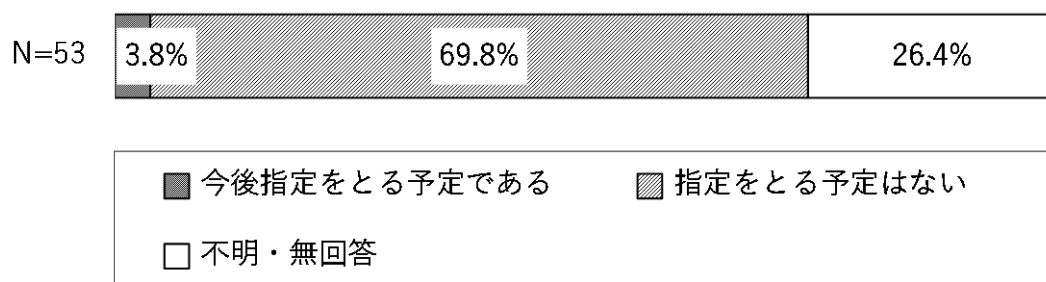
指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所の指定をとる予定については、「今後指定をとる予定である」が3.8%、「指定をとる予定はない」が67.9%となっています。



(4) 指定一般相談支援事業所の指定をとる予定について

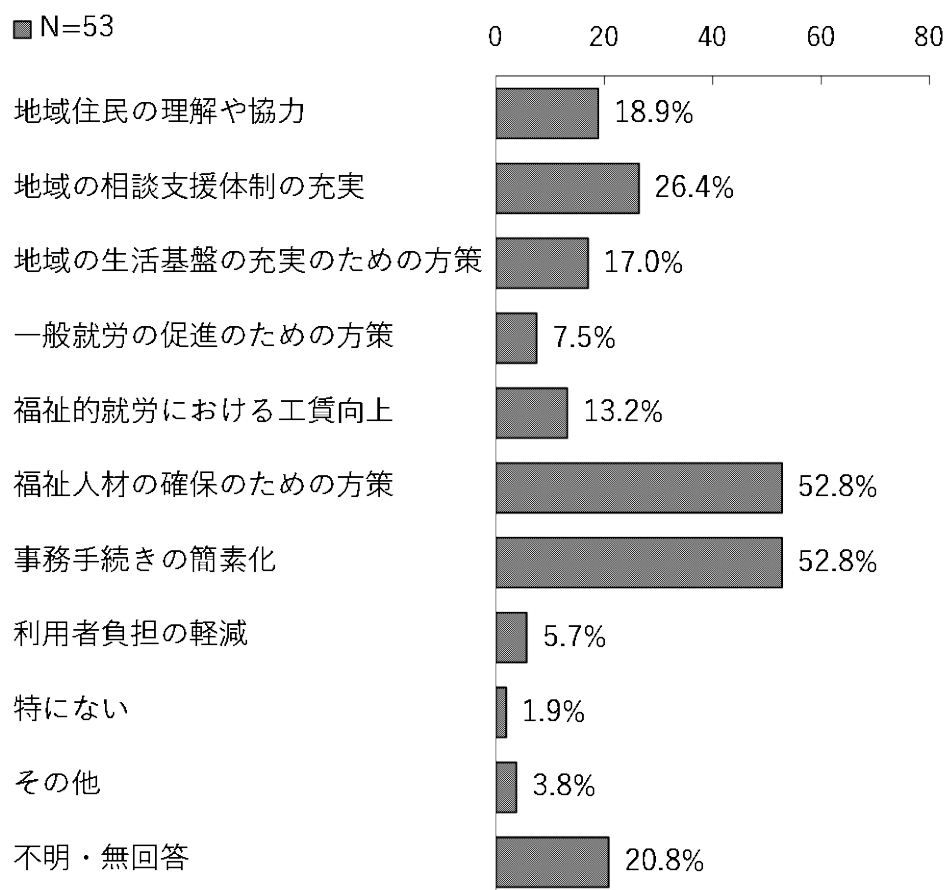
※ 地域移行支援・地域定着支援等の地域相談支援は指定一般相談支援事業所が行います。

指定一般相談支援事業所の指定をとる予定については、「今後指定をとる予定である」が3.8%、「指定をとる予定はない」が69.8%となっています。



(5) 障がい福祉施策の充実に向けて必要なこと

今後の障がい福祉施策の充実に向けて必要だと思うことについては、「福祉人材の確保のための方策」と「事務手続きの簡素化」が 52.8%と同率で高く、次いで「地域の相談支援体制の充実」が 26.4%、「地域住民の理解や協力」が 18.9%となっています。



4. 団体等ヒアリング調査結果からみえる現状

本町とかかわりのある障がい者団体・事業所などの活動状況を把握するとともに、本町の障がい者施策に対する意見や本計画に活かすべき点などを把握するため、紙面によるヒアリング調査を実施しました。意見をいただいた主な内容は以下の通りです。

〔障がい福祉サービスについて、現在の状況や問題点・課題〕

- すべてが不足している。需要と供給のバランスが崩れている。
- ガイドヘルパーさんが少ないのではないかな。
- 相談支援事業所が足りない。計画相談待機者のフォロー。
- 年末年始受け入れ可能な短期入所がほしい。
- 情報の利用におけるバリアフリー化が少ない。
- 学校を卒業すると放課後等デイサービスが利用できないため、働く親は預けられないので仕事ができない。
- 送迎の制度を利用できる事業所が少ないために送迎に介護タクシーを利用しているが費用がかさんで大変。
- 長期的ひきこもりの人への対応。本人及び家族への訪問支援など、さらに充実させてほしい。
- 精神障がいの発症時に相談して、対応してくれる支援がない。医療機関にかかるための支援が必要
- 障がい者のきょうだいが親の介護と本人の介護というダブル介護をしている人もあり、そういう場合の調整をしてくれるサービスや相談窓口が必要と思われる。

〔施設で生活されている障がいのある人が地域で生活するために必要なこと〕

- 当事者、家族が高齢化している現状、入所施設へのニーズは年々高まっているように感じる。
- 一人暮らしを希望する人には事前に十分練習ができることが必要。一人暮らしが始まって気楽に相談できる人がいることが必要。
- 一人暮らしの当事者への支援。訪問介護は現在あるが、もっと医師の訪問診療も進めてほしい。多職種の人が連携して関わってほしい。
- 生活する場所、働くまたは通所できる施設の充実。
- 地域の人と交流できる場所。休みの日に楽しめる何か。
- 制度だけでは埋められない本人に必要な支援をくみ取っていく。
- 障がいの種類や制度に応じた居場所づくり。
- 障がい者を良く知ってもらうための方策が必要。
- 休日窓口で遠隔手話通訳や文字通訳に対応したタブレットを常設。
- 医療的ケアのできるショートステイ先が地域にない。

- 成年後見制度の後見人を育成してほしい。

〔障がいのある人やその家族が安心して生活するための相談体制について〕

- すぐに対応してもらえる体制づくり。
- 相談員の数と資質向上のための学ぶ機会等を増やしてほしい。
- 相談員さんが忙しい中で頑張っているのは感じているが、もう少し余裕のある体制が必要。
- すべての障がいを持つ人に相談する人、相談する方法を知らせてほしい。
- 24 時間緊急時の対応。
- 相談支援体制の中に緊急時を想定した内容にすべき。

〔障がいのある人が就労する際の問題点・課題〕

- 就職した後、定着することが難しい。
- 特性に合った就労時間、支援体制が必要。
- 障がい者に対する理解が必要。
- 経営トップだけでなく、現場の従業員に至るまで理解してもらうこと。
- 働く場所やジョブコーチが少ない。
- 実習、体験を増やして本人の適性を見つける。
- 働くことに意欲のある障がい者の可能性を伸ばすことは良いこと。適正な労働時間、内容、環境、賃金かどうか見守る人がいて、余暇の過ごし方、悩みの相談ができる場所が必要。

〔障がいのある児童や発達に支援の必要がある児童に対する支援についての
問題点・課題〕

- 乙訓圏内に児童発達支援センターがない。
- 支援する体制と人の専門性と学ぶ機会が少ないと感じる。
- 療育機関が不足している。
- 専門職が必要。
- 医療的ケアが必要な児童、生徒への理解。

〔感染症や災害対策など、危機管理についての問題点・課題〕

- 本人や家族が感染したときに、具体的にどのように対応したらよいかかわらず不安。
- 対応できる病院が近くにない。
- 親が入院しなければいけなくなったらどうしようもない。
- コロナになっても家族の介護ができない障がいのある人が増えてくると思う。
- インフルエンザやコロナウイルス感染は現状も続いているため、引きつづきマスクや手洗いの促し、集団での取り組みを控えるなど対策は必要と感じる。
- 避難所が足りない。
- 障がいによっては避難所利用がしにくい人もいる。

- 福祉避難所をはじめてから開けてほしい。
- 災害時にわかりやすい避難方法や場所を明記したものがほしい
- まずは自宅から避難所への移動が困難な人がいるのを知ってほしい。(車いすで親が一人で介助しながら水等を持って移動するのは無理。)
- 災害時避難ができないと感じている。人の多さ、トイレ問題。
- 自宅避難となる場合の救済の手立てを考えてほしい。(ライフライン、情報など)
- 災害の場合、自力でいけない人たち(家族も含めて)へのヘルプ体制と避難所の場所への指示もほしい。
- 大規模災害になると職員も被災し現場へ駆けつけることができない。連絡を取り合うこともできるかわからないため、事業所に対応するには限界がある。
- 行政による要配慮者の把握と災害時の安否確認。
- 薬の手配、紙オムツや衛生用品の確保。
- すべての福祉避難所、避難所でのWi-Fi環境の整備。

〔その他意見〕

- 団体会員の高齢化とそれに伴う減少の現状では、通常活動が大変になってきている。
- 地域生活拠点の整備を進めてほしい。
- 「介護は楽しい」ことを実技とともに教えている講師もいるので講演を開いてはどうか。

第2編

第5期

障がい者（児）基本計画

第1章 計画の基本理念

1. 基本理念

これまで「共につくる福祉のまちをめざして ささえあい、心やさしい、ふるさとを」を基本理念に、町民みんなで協力し合い、障がいのある人が可能な限り自立した生活を営み、地域の一員として社会生活を送れる環境づくりに取り組んできました。

本計画では、「ノーマライゼーション」の理念を継承しつつ、障がいのある人が、より身近な地域社会である本町において、その人らしく自立して幸せに暮らせるように、地域に住む人びとがともに支え合う自立と共生のやさしい福祉のまちづくりをめざします。

共につくる福祉のまちをめざして
ささえあい、心やさしい、ふるさとを

2. 基本目標

基本理念の達成に向けて、次の6つを基本目標に計画を推進していきます。

(1) 理解と交流の促進

障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で暮らし、お互いを尊重し合うような「平等」を基本とした社会では、「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がいのある人に対する正しい理解と認識が不可欠になります。

障がいのある人に対する理解を深めるため、広報・啓発活動、福祉教育の充実に取り組むとともに、障がいのある人となない人の相互理解を深めるための交流の促進を図ります。

(2) 教育、療育の推進

障がいのある子どもが、その年齢及び能力に応じ、その障がい特性に応じた教育・療育が受けられる環境づくりが必要です。

そのため、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じてきめ細かな支援を行うため、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に教育・療育が受けられる体制づくりに取り組んでいきます。

(3) 生活支援サービスの充実

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、障がい福祉サービスをはじめとした各種生活支援サービスの充実を図る必要があります。

そのため、日常生活における不安の解消に向けた相談体制の充実を図るとともに、乙訓2市や障がい者団体、サービス提供事業者と連携をさらに強化しながら、各種サービスの確保に取り組んでいきます。

(4) 保健・医療の充実

障がいの早期発見・早期治療の充実を図り、出生時から高齢期まで、ライフステージに応じた必要な保健サービス、医療サービスが受けられるよう、保健・医療・福祉に携わる様々な関係機関と連携を図りながら取り組んでいきます。

(5) 生活環境の整備

障がいの有無にかかわらず、誰もが安全・安心に生活ができ、また社会参加ができるよう、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー化の推進に努めます。

また、災害時などの緊急時に対応できるよう、防犯、防災体制の充実を図ります。

(6) 雇用・就労の促進

障がいのある人の社会参加と経済的基盤の確立をめざすため、企業等に障がいに対する理解の浸透を図り、障がいのある人の就労の場の確保に努めます。

また、雇用の促進に向け、関係機関と連携を図った職業相談や職業リハビリテーションに取り組むとともに、一般企業で働くことが難しい人の福祉的就労の場の確保に取り組んでいきます。

第2章 計画の基本方向

1. 理解と交流の促進

(1) 障がいや障がいのある人に対する理解の促進

【現 状】

広報「おおやまざき」やホームページの活用をはじめ、障がい者週間や人権週間の期間等を通じて、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるため、周知・啓発に取り組んできました。

アンケート調査で「障がいを理由とする差別や偏見の有無」を尋ねたところ、「あると思う」と「少しはあると思う」を合わせると 56.5%であり、前回調査の 18 歳以上の 53.7%を上回る結果となりました。

また、アンケート調査で「住みよいまちをつくるために、特に必要なこと」として、「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」を回答した人が 20.1%（前回調査 12.9%）となっており、前回調査に比べ 7.2 ポイント増加しています。

このような状況を踏まえ、理解を深めるためのより効果的な広報・啓発が必要であるとともに、障がいのある人とない人との交流促進に取り組む必要があります。

【基本施策】

①広報・啓発の促進

障がいや障がいのある人に対する理解を深めていくため、広報誌やホームページなどを活用し、広報・啓発活動に努めていきます。また、「障がい者週間」などの機会に広報・啓発行事を行い、正しい理解の促進を図ります。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
広報「おおやまざき」を活用した周知・啓発	「広報おおやまざき」、「ホームページ」を通じて、障がいや障がいのある人に対する理解を深める記事を掲載し、理解の浸透を図ります。 また、アンケート調査から、必要な情報の収集に広報誌を活用している人も多いことから、必要な情報を掲載するとともに、文字の大きさやわかりやすさなどに配慮した読みやすい紙面づくりに取り組んでいきます。	企画財政課 福祉課 健康課
「障がい者週間」などを中心とした広報啓発	障がい者週間において、関係団体の協力を得ながら、街頭啓発や授産品などの啓発物を配布するなど、理解と認識を深める啓発活動を今後も取り組んでいきます。	関係各課
人権教育の推進	一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、人権意識を高め、人権感覚を身に付ける取り組みとして人権教育研修会を開催しています。 障がいのある人についての誤解や偏見から生じる人権侵害の防止、障がいのある人の権利擁護に向けた人権教育を推進します。	生涯学習課 総務課

(2) 福祉教育の推進と交流・ふれあいの場の充実

【現 状】

本町では、これまで学校教育において体験を通じた福祉教育の実施や交流教育、各種イベント等を通じて、障がいに対する理解を深めてきました。

アンケート調査において「障がいや障がいのある人に対する理解を深めるために必要なこと」で「子どもたちに対する福祉教育を充実する」と答えた人は全体では 17.2%であり、年齢階層別でみると 18 歳未満は 61.1%、18～39 歳は 35.1%、40～64 歳では 25.6%、65 歳以上では 8.9%であり、年齢が低くなるにつれて回答が高い状況です。また、同様の設問で、「福祉施設を地域に開放し、地域住民との交流を図る」を回答した人が 11.3%（前回調査、13.2%）で、前回調査から 1.9 ポイント減少しているものの、福祉教育の充実や地域住民との交流を求める人が一定数いることから、今後も取り組みのいっそう充実を図ることが重要です。

【基本施策】

①多様な場における福祉教育の推進

ノーマライゼーションの理念の普及に向け、各学校における総合的な学習の時間における福祉教育や交流教育を通じて、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるとともに、家庭や地域、職場など、様々な場において福祉について学ぶ機会の充実に努めます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
乳幼児を持つ母親の教育	乳幼児健康診査・教室などの母子保健活動の中で、保健師による保健指導や啓発リーフレットを配布するとともに、町内の子育て支援センターにおいても、子育てに関する相談や健康相談に応じるなど、様々な機会や場を活用しながら子どもの健やかな成長発達に関する教育を進めています。 障がいの有無にかかわらず、子育ての過程から、広く母親を中心に障がいについての学習の機会を提供し、障がい児・者に対する正しい認識を普及していきます。	健康課 福祉課
学校における福祉教育の推進	小中学校の総合的な学習の時間において、福祉教育を社会福祉協議会と連携しながら実施しています。また、中学2年生を対象に福祉施設等での職場体験活動を実施するとともに、道徳や社会、保健で福祉に関する学習を深めています。 年間指導計画の中で取り組みを整理し、内容の充実を図ります。	学校教育課

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
交流教育の推進	ノーマライゼーションの理念のもと、特別支援学級在籍児童生徒が通常の学級でも学習し、ともに学び、ともに育ち、ともに暮らす社会の実現をめざします。	学校教育課
小・中学校における交流教育	小中学校と府立支援学校の交流を図り、理解の促進に取り組んでいます。 今後も、交流教育の趣旨を再確認しながら、学校の年間行事調整時における府立支援学校との調整を綿密にしていきます。また、生徒やボランティアグループ等の交流を検討していきます。	学校教育課

②交流ふれあいの場づくりの推進

障がいのある人をはじめ、身近な地域における町民同士がふれあう中から障がい児・者への正しい理解を促進するために、各種団体とも連携を図りながら交流やふれあいの場の活動を支援し、また施策への取り組みに努めます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
障害者ふれあい広場への参加	京都府が主催している「障害者ふれあい広場」への参加・呼びかけを行い、障がいのある人の社会参加の促進に取り組んでいます。 今後も、京都府と連携・協力を図っていきます。	福祉課
イベントへの参加促進	多くの人が集まるイベント開催時に、障がいのある人の積極的な参加を促し、地域住民との交流を図っています。 今後も各イベント実施時には、本計画の趣旨を尊重した取り組みを推進します。	関係各課

(3) 住民、団体、ボランティア活動等の推進

【現 状】

本町では社会福祉協議会と連携を図りながら、ボランティア相談、ボランティア講座やボランティア学習会を開催しています。ボランティア相談では、ボランティア活動の希望者に対して、活動先を紹介したり、地域の状況を伝えるなどさまざまな情報を提供しています。また、ボランティア学習会では、現在ボランティア活動している方の、活動動機の確認や、自己覚知、活動の振り返りを行うための研修会を実施しています。さらに、ボランティア活動をしたい人と、ボランティアによる援助を求めている人をつなぐ事業にも取り組んでいます。

障がいのある人や高齢者など、支援を必要とする人の生活を支えるには町民をはじめ、ボランティア、団体等との連携体制の強化が必要です。

【基本施策】

①ボランティア活動の推進

多様化する障がいのある人のニーズに対応できるボランティアの育成を図るためにボランティア講座や研修会を開催するなど、ボランティアの育成に努めます。また、ボランティアグループ同士の連携を図るため、社会福祉協議会の協力のもとにネットワーク体制の整備に努めます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
ボランティア養成講座の開催	社会福祉協議会にて、ボランティア基礎講座やボランティア活動別講座、ボランティア学習会、ボランティアのつどい等を開催しています 各種講座等について周知・啓発を行い、新規受講者の増加に取り組めます。	福祉課
手話奉仕員などボランティア養成講座の開催	手話奉仕員養成事業として、大山崎町単独で入門課程を実施、乙訓2市1町共催で基礎課程を実施しています。 要約筆記者の養成については、乙訓2市1町共催で京都府要約筆記者養成講座前期課程相当分を実施しています。 手話奉仕員などの担い手の確保に向け、乙訓2市1町で連携・協力を図りながら事業の拡大に取り組むとともに、本事業の周知・啓発に取り組めます。また、入門課程受講者が基礎課程受講につながるよう、取り組んでいきます。	福祉課
ボランティア活動の支援	本町のボランティア団体の意見を社会福祉協議会の協力を得ながら把握し、ボランティア活動の拡大に向けた情報の提供を行っています。 各ボランティア団体の活動が活発化されるよう、社会福祉	福祉課

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
	協議会と連携を図りながら活動支援を行うとともに、必要な情報の提供に努めます。	
ボランティア団体との連携	社会福祉協議会を通じて、ボランティア団体相互の連携や活性化を支援しています。 今後もボランティアコーディネーターを核としたボランティアの開拓に努めていきます。	福祉課

②各種団体の活動支援

ヒアリング調査で、障がい者団体への新規会員が少なく、会員の高齢化が進んでいるという意見があり、これは前回計画策定時においても多かった意見ですが、その声はさらに多くなっています。

障がい者団体への加入は、情報が得られるだけでなく、会員間の交流や会員間で相談や話をする事で、こころのケアにもつながります。

そのため、会員の新規加入については各障がい者団体と連携・協力を図りながら進めるとともに、町窓口で相談に来られた際に団体を紹介するなど、団体加入の促進に取り組めます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
障がい者団体の啓発活動への支援	障がい者団体が行う、障がいのある人への理解を深め、支援の輪を広げる啓発活動について支援を行っています。また、「障がい者週間」を中心に、障がい者団体の啓発活動を支援しています。 各団体の高齢化が進んでいる中、若年層の入会が進むよう、活動内容の周知・啓発に取り組んでいきます。	福祉課
ボランティア活動の支援（再掲）	本町のボランティア団体の意見を社会福祉協議会の協力を得ながら把握し、ボランティア活動の拡大に向けた情報の提供を行っています。 各ボランティア団体の活動が活発化されるよう、社会福祉協議会と連携を図りながら活動支援を行うとともに、必要な情報の提供に努めます。	福祉課
サークル活動等の支援	サークル団体が、視覚・聴覚に障がいのある人を対象に活動を行う場合、福祉機器（点字器、携帯用点字器、点字・点図小回りプリンター、携帯用高倍率ルーペ、情報保障機器、簡易筆談器）を貸し出しています。 今後も継続して実施していきます。	福祉課

③地域福祉活動の推進

少子高齢化の進行や核家族化、障がいのある人のいる世帯の高齢化、老老介護の進行など、日常生活における不安や悩みが多様化・複雑化している社会において、福祉に対するニーズも増大している状況にあります。住み慣れた地域で安心して暮らしたいというニーズに応えていくためには、行政の取り組み《公助》だけではなく、町民一人ひとりが主体的に《共助》の役割を担うとともに、自らの力を生かす《自助》が求められてきます。

この《自助》《共助》《公助》のバランスが取れた福祉のまちづくりに取り組むとともに、町民全員の福祉に対する意識の向上に努めます。また、支援を必要とする障がいのある人や高齢者を地域全体で支えることができるよう、地域の福祉を担う社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員や障害者相談員、町内会・自治会、ボランティアグループ等で支えていく地域ネットワークづくりを進めます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
福祉意識の向上	「広報おおやまざき」に福祉に対する記事の掲載や、障がい者週間など様々な機会を通じての啓発活動、学校や生涯学習の場などを活用した福祉教育の推進など、様々な機会や場等を活用しながら、福祉に対する意識の向上に取り組んでいきます。	福祉課
相談支援活動を通じた福祉力の向上	地域の福祉課題について、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、知的障害者相談員等による相談活動が日々行われています。 その日々の相談活動からの個別ケース検討を重ねることによって、法制度や地域社会の様々な課題が浮き彫りになり、その中から、自らが主体的に動く共助・協働（地域福祉活動）の力が育まれると考えられます。 この基礎となる相談業務・相談活動の一層の充実を図るとともに、事例検討会を通じて相談者のスキルアップを図っていきます。今後も、相談員や関係団体、関係機関との連携を図り、必要な支援につないでいきます。	福祉課
大山崎町社会福祉協議会との連携強化	地域の福祉活動の中心となる大山崎町社会福祉協議会とさらに連携体制を強化し、福祉活動の活発化を図ります。 また、地域活動支援センター「やまびこ」においての、地域住民との交流事業等を企画・検討していきます。	福祉課

2. 教育、療育の推進

(1) 早期療育の充実

【現 状】

障がいのある子どもに対する早期療育は子どもの健やかな成長を図る上でも重要です。本町では、保健師による健康相談や発達相談員による発達相談などに取り組むとともに、福祉サービス利用については町委託相談支援事業者と連携を図りながら対応しています。

障がい児の発達を支援する観点から、障がい児及びその家族に対して、地域の身近な場所で効果的な支援を提供できる体制の構築が求められています。

【基本施策】

①早期発見、早期療育の充実

乳幼児健康診査等の各種保健事業の充実により、障がいの早期発見に努め、早期療育につながる体制づくりに取り組みます。

また、障がいのある子どもが十分な療育を受けることができるよう、乙訓2市1町で連携を図りながら、サービスの確保に努めます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
各種相談	保健師による健康相談をはじめ、管理栄養士による栄養相談、発達相談員による発達相談、町立保育所での育児相談、児童相談、指導主事による教育相談、町委託相談支援事業者による障がい福祉サービス利用等の相談などを実施しています。 療育を必要とする子どもが増えてきている状況にあるため、相談体制の強化を図るとともに、より専門的な相談に応じられるよう、職員のスキルアップに取り組みます。また、乙訓保健所との連携強化を図ります。	健康課 福祉課 学校教育課
乳幼児健康診査 乳児家庭全戸訪問事業	乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業などを通じて、子どもの健全な発達支援をはじめ、親の育児不安の解消に取り組んでいきます。	健康課
障害児通所支援の充実	障がいのある児童の早期療育を図るため、障害児通所支援の確保に努めます。	福祉課
早期療育体制の充実	4歳児全員を対象に子どもの発達・育児に関する健康調査票を送付し、回答に応じて保健師による電話相談や保育所での観察・発達相談等につなげるとともに、未回答者に対しても事後フォローを行っています。	健康課

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
	また、発達相談事業として、「保育所等巡回支援」を行い、発達障がいのある児童を含め保育環境の整備、二次障がいの予防、保育者の観察・指導のスキルアップを図っています。 子どもの発達の特性を早期に発見し、早期療育、保護者の育児支援につながるよう、取り組んでいきます。	
私立幼稚園心身障害児教育振興事業	私立幼稚園に就園する心身障がい児教育の振興と充実を図るため、心身障がい児を就園させている町内私立幼稚園の設置者に対し、補助金を交付しています。	学校教育課

②障がい児保育の推進

障がいのある子どもに対し、集団保育を通じて発達への支援を行います。また、障がいの重い子どもや医療的ケアを必要とする子ども、発達・発育に障がいがあるなど、障がいが多様化してきているため、職員の研修を行うなど、保育体制の強化に取り組んでいきます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
障がい児保育の充実	心身に障がいのある児童の健全な社会性、情緒等の成長発達を促進するため実施しており、平成23年度からは生後6か月以上の児童も受け入れています。 夫婦共働き世帯が増え、障がいも多様化している中、障がい児保育においても、様々なニーズに対応できるよう、取り組んでいきます。	福祉課

(2) 障がいのある子どもの力を伸ばすための教育の充実

【現 状】

障がいの有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障がいのある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障がいのない児童生徒と共に受けることのできる仕組みを構築することが重要です。

アンケート調査では、放課後の過ごし方を尋ねた設問では、「家族と過ごす」の69.2%とならんで、「放課後等デイサービス」が61.5%と多くなっています。同様に、長期休暇の過ごし方を尋ねた設問においても「放課後等デイサービス」は76.9%と多くなっています。

本町では、保育所や幼稚園、小中学校や関係機関で構成された就学指導委員会において、幼児・児童生徒の障がいに応じた就学が図られるよう、進路指導や相談機能の充実に取り組んでいます。

当事者のニーズを踏まえ、障がいの重度化や多様化に対応できる教育体制の強化に取り組む必要があります。

【基本施策】

①障がいの特性に応じた教育の充実

町内の小中学校や向日が丘支援学校と連携を図り、子どもの障がいに応じた適切な教育・指導が行われるよう、取り組んでいきます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
就学指導の充実 (町教育支援委員会)	町教育支援委員会において、支援を必要とする幼児、児童生徒の教育的支援や進路についての審議を行っています。委員会では就学前部会、在学部会、特別支援教育推進部会の三部会で構成しています。 保護者面談を積極的に行い、児童生徒一人ひとりにあったきめ細かな教育・望まれる教育を受けることができるよう、取り組んでいきます。	学校教育課
教育相談	小中学校の校内に教育相談部を設けて、校長主導の教育相談体制の確立を図っています。具体的には、日常的な不登校等の未然防止に向けた児童生徒の把握や児童生徒理解、早期発見・早期対応できる教育相談部の充実を図っています。 より専門的な教育相談の力量が求められており、児童生徒とのかかわりや家庭との連携を深めるためスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの積極的な活用を図りま	学校教育課

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
	す。 また、個別のケースによっては、福祉課や健康課、向日が丘相談・支援センターなどと連携を強めていきます。	
一人ひとりに応じた教育の充実	特別支援教育年間指導計画に基づいて、教科・特別活動等を通じた学習指導を行っています。 また、校内特別支援教育コーディネーターを中心に校内教育支援委員会で障がいのある児童生徒の支援の在り方等について検討を行っています。 LD、ADHDなどの発達障がいをはじめ、障がいが多様化していることから、支援が必要な児童生徒にかかわる専門的な研修会を設け、質の向上を図るなど、一人ひとりにあった教育に取り組んでいきます。	学校教育課
指導の充実	夏季休業中の校内特別支援教育研修会を実施するとともに、毎月の職員会議で特別支援の必要な児童生徒の事例研究を実施しています。 教職員の障がいに対する理解をさらに深めていくため、外部講師を招くなど、実践的な研修会の開催に取り組んでいきます。	学校教育課
特別支援教育就学奨励費の給付事業	小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の学用品などの援助を行うなど、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、特別支援教育の普及に努めています。 今後も継続して実施していくとともに、本事業の周知・啓発に努めます。	学校教育課
通級指導教室	通級指導教室では、言語障がい、難聴、弱視等に加えて、LD、ADHDなどの発達障がいのある児童生徒に対して、障がいによる学習上及び生活上の困難の改善・克服を目的として学習指導や支援を行っています。 令和4年度に大山崎中学校に通級指導教室が開設し、本町の全ての小中学校に通級指導教室が設置できました。 継続して体制の強化を図り、より丁寧な指導ができるよう、取り組んでいきます。	学校教育課

②放課後や長期休業などにおける支援の充実

放課後や長期休業における支援を求める声が多かったことから、関係機関と連携を図りながら、支援できる体制の構築に取り組んでいきます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
放課後児童クラブ事業	放課後児童クラブにおける障がいのある児童の受け入れ体制の整備を図り、児童が障がいに対する正しい理解と認識を深め、ともに成長する場となるよう環境づくりに努めています。 障がいのある児童が増えており、また共働き世帯が増えていくことから、状況を見極めつつ、指導員の確保や施設の整備に取り組んでいきます。	生涯学習課
放課後等デイサービスの確保	サービス提供事業者と連携を図りながら、継続してサービスの確保に努めます。 ※放課後等デイサービスとは、学校在学中の障がい児に対して、学校終了後または休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うものです。	福祉課

(3) スポーツ、文化、レクリエーション、余暇活動の充実

【現 状】

スポーツ活動や文化活動などは、ゆとりや生きがい、社会参加につながります。障がい者が円滑に文化芸術活動、スポーツまたはレクリエーションを行うことができるよう、環境の整備等を推進することが重要です。

アンケート調査で「住みよいまちをつくるため特に必要なこと」を尋ねた設問で「参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の充実」と答えた人は全体で14.9%であり、年齢階層別にみると18歳未満が38.9%、18～39歳が21.6%、40～64歳が20.7%、65歳以上が10.6%となっています。

本町実施による「大山崎町障がい者スポーツ大会」や乙訓2市1町での「乙訓障害者スポーツ・レクリエーション広場」を開催するとともに、京都府が実施しているスポーツ大会や芸術祭などへの参加を促しています。今後も参加しやすい各種イベントの開催を検討していく必要があります。

【基本施策】

①スポーツ・レクリエーション・余暇活動の充実・強化

障がいのある人が気軽にスポーツ・レクリエーション等に取り組むことができるよう、障がい特性に応じた参加機会の拡充、イベントの開催に取り組むとともに、障がいの有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる大会の開催に向け、障がい者団体等と連携を図りながら検討していきます。

また、休日や就労後の余暇の時間を有意義に過ごせることはゆとりと生活の質の向上につながることから、誰もが集える場（サロン）の確保に取り組んでいきます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
障がい者スポーツの充実	「大山崎町障がい者スポーツ大会」や乙訓2市1町で「乙訓障害者スポーツ・レクリエーション広場」を開催するなど、障がいのある人のスポーツ振興に取り組んでいます。また、スポーツ、レクリエーション活動の一環として、障がいのある人も含めた各種スポーツ団体・クラブの自主的な活動を支援し、その育成を図っています。 障がいのある人がスポーツに参加できる機会を増やし、ノーマライゼーションの理念の普及に努めます。また、参加者が高齢化している状況にあるため、競技種目の見直しなど、若年層が興味を持つような大会の開催や障がいのない人とともに参加できるイベントの開催を検討していきます。	福祉課 生涯学習課

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
障がい者スポーツの指導者、ボランティアの育成	スポーツリーダー養成講習会などのプログラムの活用により、障がい者スポーツの指導者やボランティアの育成を図っています。 障がい者スポーツの指導ができる職員やスポーツ推進委員の養成に引き続き取り組んでいきます。	生涯学習課 福祉課
ニュースポーツの普及	大山崎町スポーツ推進委員協議会による「スポスイ サタデーナイト」などの機会に、障がいのある人の社会参加、ニュースポーツの普及に取り組んでいます。 新しいスポーツの情報収集及び提供に努め、障がいのある人が参加しやすい環境の整備に努めます。	生涯学習課 福祉課
レクリエーション活動の促進	「乙訓障害者スポーツ・レクリエーション広場」の開催や、「障害者ふれあい広場「スポーツ・レクリエーションフェスティバル」」の参加促進に努めています。 今後も京都府や乙訓2市1町で連携を図り、障がいのある人の余暇活動を支援していきます。	福祉課 生涯学習課
スポーツ施設のバリアフリー化	町体育館など、町内の体育・スポーツ施設の整備・改修にあたっては、障がいのある人に配慮した整備・改修に努めます。	生涯学習課
各種団体などによるレクリエーション活動への支援	各種団体によるレクリエーション活動を支援しています。 また、障がい者スポーツ大会等の開催時にスポーツ推進委員を派遣する等支援を行っています。 今後も、障がいのある人一人ひとりのニーズに合った活動を実施するとともに、研修会や講習会への参加により、スポーツ推進委員の質の向上をめざします。	生涯学習課 福祉課

②文化・芸術活動の活性化への支援

障がいのある人の生活にうるおいと生きがいを与える文化・芸術活動の参加促進を図るとともに、公民館サークルの普及・啓発に努めます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
指導者・ボランティアの育成	障がいのある人の文化・芸術活動の促進を図ることも含め、文化活動に関する指導者・ボランティアの育成に取り組めます。	生涯学習課 福祉課
障がいのある人の文化・芸術振興	町内の障がいのある人の文化的・芸術的な活動促進に向け、ふるさとセンターの使用料や歴史資料館の入館料の減免を行っています。 障がいのある人の文化的・芸術的な活動の促進に向け、使用料や入館料の減免を継続して実施していきます。	生涯学習課 福祉課

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
障がい者の芸術鑑賞会や発表会の実施	京都府主催の「京都とおきの芸術祭」の情報を広く周知し、作品出展を勧めています。また、「歴史資料館企画展」などの文化・芸術関連イベントに障がいのある人が参加しやすいよう取り組んでいます。 今後も障がいのある人の芸術鑑賞や発表の活動を支援するため、役場や公民館、駅舎など、様々な公共的空間の利用を促進していきます。また、各イベントに参加しやすいよう、配慮していきます。	福祉課 生涯学習課

3. 生活支援サービスの充実

(1) 相談支援体制の充実

【現 状】

地域で安心して暮らしていくためには、日常生活で抱える問題をいつでも相談できる窓口の充実が必要です。そのためには、様々な障がい種別に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図ることが重要です。

アンケート調査で「困ったときの相談相手」を尋ねたところ、どの年代も「家族」が最も多くなっていますが、2番目には、18歳未満では「学校の先生もしくは職場の上司」が61.1%、18～39歳では「福祉施設等の職員やホームヘルパーなど」が43.2%、40～64歳では「病院などの医療関係者」が41.5%、65歳以上では「病院などの医療関係者」となっており、この結果は前回調査と同じ順番でした。

また、「住みよいまちをつくるため特に必要なこと」で「相談支援体制の充実」と答えた人は、18歳未満で50.0%、18～39歳で48.6%、40～64歳で41.5%、65歳以上は37.4%となっています。

相談体制としては、町福祉課窓口をはじめ、障がい者相談支援事業業務を委託している5つの事業所、乙訓2市1町により共同設置された基幹相談支援センターなど、関係機関と連携を図りながら、相談体制の充実に努めています。

また、乙訓圏域障がい者自立支援協議会では、相談支援事業の後方支援を行うため、研修、学習会を開催し、相談支援の質の向上を図っています。

障がいのある人やその家族が抱える様々な生活課題や問題の解消には、各相談窓口の専門性を高めていくとともに、休日・夜間も含めた相談体制の強化を図る必要があります。

【基本施策】

①相談支援体制の充実・強化

町福祉課窓口を中心に、地域生活支援センターをはじめとした各関係機関との連携強化を図ることにより、相談窓口の充実と専門性の強化を図っていきます。また、法改正に伴う各相談支援事業にも対応できるよう、取り組んでいきます。

さらには、生活に必要な情報が行き届くよう、情報提供体制の充実に努めます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
相談体制の充実	町が委託している相談支援事業者の専門相談員による相談を月に1回役場にて実施しています。 相談支援事業者による相談日を広く周知するとともに、保健・医療・福祉等にかかわる各相談機関の周知と連携体制の強化を図ります。 また、子どもから大人まで誰もが身近な地域で必要な相談が受	福祉課

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
	けられる体制づくりに取り組みます。	
乙訓圏域障がい者自立支援協議会との連携強化	乙訓圏域障がい者自立支援協議会と連携強化を図り、地域の問題や困難ケースの解消、相談支援事業者の支援に取り組んでいきます。	福祉課
相談員制度の周知	障がいがある人の身近な相談窓口である身体障害者相談員、知的障害者相談員について、広報誌に内容を掲載するなど、周知していきます。	福祉課
相談窓口及び専門員の質の向上	町福祉課職員の社会福祉主事の任用や相談支援従事者初任者研修の受講等により、相談援助技術や専門的知識の習得に努めます。 多様化・複雑化する相談に対応できるよう、職員のスキルアップと町内事業者による専門的な相談支援体制の構築に取り組んでいきます。また、社会福祉士や精神保健福祉士等による専門的な相談機会の増加に努めます。	福祉課
ケアマネジメントの充実	相談支援従事者初任者研修の受講及び公務員の福祉の基礎的資格である社会福祉主事の取得任用により障がい者ケアマネジメントの資の向上を図ります。 さらに、町内相談支援事業者との連携強化を図り、ケアマネジメントの充実に取り組みます。	福祉課
障がい者団体の相談事業・生活関連事業などへの支援	障がい者団体が実施する生活相談や生活訓練、レクリエーション活動等の諸事業に対する支援を行っています。 今後も継続して、障がい者団体の活動を支援していくとともに、各団体の高齢化が進んでいることから若年層の入会が進むよう、活動内容の周知・啓発に取り組んでいきます。	福祉課
ピアサポート事業の周知	大山崎町社会福祉協議会ではピアサポート事業を実施しています。障がい当事者による相談は非常に有効であり、その相談機会を周知していきます。	福祉課
「大山崎町障がい者福祉の手引き」の発行	「大山崎町障がい者福祉の手引き」を発行し、各種サービスや相談窓口等の情報提供に努めています。 めまぐるしく法制度が変わる中、内容も複雑でわかりにくいものが多いため、わかりやすい紙面の作成に努めるとともに、相談窓口によるわかりやすい情報提供にも取り組んでいきます。	福祉課
ホームページ・SNS等を活用した情報提供	文字拡大、ルビ振り機能、色覚特性や視力の弱い人に配慮したホームページを作成（アクセシビリティ化）するとともに、障がい福祉に関する情報をタイムリーに掲載するように取り組んできました。 今後もアクセシビリティに配慮したホームページの作成に努めるとともに、SNS等の多様な手段を活用し、わかりやすい情報提供に取り組んでいきます。また、情報通信技術（ICT）が日々	企画財政課 福祉課

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
	進化していることから、今後の動向を踏まえながら、適宜対応していきます。	

(2) 障がい福祉サービス等の充実

【現 状】

障がいのある人やその家族を支える障がい福祉サービス等の充実は、安心して地域生活をおくる上で重要なものとなります。

アンケート調査で「今後利用したいサービス」を尋ねたところ、年齢階層別で最も多かったのは、18歳未満では「放課後等デイサービス」が72.2%、18～39歳では「相談支援」が32.4%、40～64歳以上では「利用するつもりはない」が34.1%、65歳以上では「利用するつもりはない」が29.3%で最も多くなっています。

障がい福祉サービス等の確保にあたっては、乙訓2市1町連携のもと、各サービス提供事業者や障がい者団体等の協力を得ながら整備を進めてきました。しかし、町内でのサービス提供事業者は限られている状況にあります。

今後も乙訓2市1町連携のもと、広域でのサービス調整・確保に取り組んでいくこととなりますが、町内でもサービスが提供されるよう、事業者の確保に取り組んでいく必要があります。

【基本施策】

①障がい福祉サービス等の充実・確保

障がいのある人やその家族を支える障がい福祉サービスの確保に向け、利用者の動向やニーズを把握しながら、各サービス提供事業者や障がい者団体、乙訓2市と連携を図りながら、サービスの確保に取り組んでいきます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
訪問系サービスの確保・充実	障がいのある人の在宅生活を支える訪問系サービスについて、乙訓2市、京都府、乙訓圏域障がい者自立支援協議会等と連携し、サービスの供給体制の確保に努めていきます。	福祉課
日中活動系サービスの確保・充実	日中における活動の場の確保に向け、乙訓2市、京都府、乙訓圏域障がい者自立支援協議会等と連携し、サービスの供給体制の確保に努めていきます。	福祉課
居住系サービスの確保・充実	障がいのある人の自立と地域移行を進めるために必要となるグループホームを確保できるよう、取り組んでいきます。	福祉課
地域生活支援事業の充実	地域の実情に応じた事業を継続実施していきます。 特に要望の高い日中一時支援事業については、乙訓2市と連携を図りながら、サービス提供体制の拡充が図れるように、取り組んでいきます。	福祉課
人材の育成・確保	乙訓障がい者基幹相談支援センターや乙訓2市で連携を図りながら、人材の育成・確保に努めるとともに、職場定着に向けた方法を検討していきます。	福祉課

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
乙訓福祉施設事務組合事業の推進	乙訓若竹苑と乙訓ポニーの学校の運営については、乙訓2市と協力して事業の推進に努めています。また、乙訓2市と事務組合と連携を図りながら、地域の要望に応える事業を推進しています。 障がいの重度化や多様化がみられる中、乙訓圏域障がい者自立支援協議会等から上がる地域の要望や課題の解消に向け、乙訓2市、京都府、事務組合と連携し取り組んでいきます。	福祉課
民間社会福祉法人による障がい者施設に対する支援	民間社会福祉法人が運営する障がい者施設に対し、施設整備費や運営に対する補助を行ってきました。 公費による補助を行っていることから事業実施効果や公益性を確保しつつ事業を実施し、よりよい福祉のまちづくりに取り組んでいきます。	福祉課

②障がい者リハビリテーションの充実強化

医療的なリハビリテーションをはじめ、障がいの受容など心理的なサポートやコミュニケーション支援、自立支援に向けた社会的なリハビリテーションなど、障がい者リハビリテーションを充実・強化し、保健・医療・福祉分野等の連携による多角的な支援を行います。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
体幹訓練特別事業	身体障がい者団体によるリハビリテーションの一環として体幹行動訓練特別事業への支援を行っていきます。	福祉課
関係機関との連携	保健所や京都府リハビリテーション支援センター（高次脳機能障害支援拠点）などと連携を図りながら、障がいのある人が継続的かつ適切なリハビリテーションが受けられるように、支援していきます。	健康課 福祉課

(3) 障がいの重度化・障がいのある人の高齢化への対応

【現 状】

障がいの重度化や多様化、障がいのある人及びその家族の高齢化が進む中、その人たちを支える仕組みづくりが必要となります。

高齢化に伴い、医療行為を必要とする障がいのある人も増えていることから、保健・医療・福祉などの様々な関係機関が連携を図りながら、支える体制を構築していく必要があります。

障がいの重度化・重複化、高齢化に対応する地域における居住の支援やサービス提供体制のあり方、専門的ケア方法の確立及び強度行動障害のある者等への適切な支援のあり方について検討することも求められています。

【基本施策】

①障がいの重度化、医療的ケアを必要とする人の支援

重度の障がいのある人や医療的ケアを必要とする人が地域で自立して生活していくために、保健・医療機関とも連携を図りながらケアの質・量の充実に努め、そのための職員の研修などを支援します。

また、重度訪問介護、重度障害者等包括支援などの重度の人を対象としたサービスの確保に努めます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
保健・医療・福祉との連携強化によるケアレベルの向上	重度化、多様化している障がいに対応するため、保健・医療・福祉が連携し、各種サービスの質の向上・量の確保に努めています。 庁内関係各課との連携及び相談支援事業者・医療機関等関係機関との連携を図りながら、障がいのある人一人ひとりに合ったケアマネジメントに努めるとともに、職員研修の充実に努め、質の高い人材養成・確保を図ります。	福祉課
医療的ケアを必要とする人への支援のあり方検討	日常的に医療的ケアを必要とする人の支援について、乙訓圏域障がい者自立支援協議会と連携しながら、より具体的な支援につながるよう、体制・方法について検討していきます。	福祉課

②障がいのある人の高齢化対策の充実

障がいのある人及びその家族は高齢化の傾向にあり、ヒアリング調査においても多くみられた意見でした。また、前回調査でも同様の意見が多くありました。

このような状況に対応するため、介護保険事業計画及び高齢者福祉計画との整合性を図り、また寝たきりや認知症など加齢に伴う障がいに関する高齢者施策との連携をとり、サービスの相互利用や内容の充実に取り組みます。

また、地域包括支援センターなどと連携を図りながら、適切なサービスの提供に努めます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
高齢化の進行に対応した施策の充実	障がいのある人及びその家族の高齢化の進行とともに、将来への不安が大きな問題になっており、町内でもグループホームなどの整備をより一層進め、将来にわたり地域で安心して生活できる基盤整備を進めていきます。	福祉課
高齢者福祉計画など高齢者施策との連携強化	障がいのある人に対する施策と高齢者に対する施策との連携を強化し、障害者総合支援法と介護保険法の適用関係を適切に運用していきます。	福祉課 健康課

(4) 生活安定のための施策の充実

【現 状】

障がいのある人が地域社会の中で自立した生活をおくるためには、生活の基盤となる所得の保障が必要となります。

アンケート調査で「生活で困っていること・不安に思っていること」を尋ねた設問で「生活に必要なお金が足りない」と答えた人は全体では 12.9%でしたが、障がい種別でみると身体障がいの方が 8.8%、知的障がいの方が 17.5%、精神障がいの方が 38.6%で精神障がいの方が特に多くなっており、精神障がいの方は前回調査では 34.4%であり、4.2 ポイント増加しています。

障害基礎年金や特別障害者手当の支給をはじめ、医療費の負担軽減や公共交通機関の割引、税の控除や減免など、各種制度の普及・啓発に取り組んでいます。

【基本施策】

①各種年金・手当などの充実

障害基礎年金や各種手当など、経済的負担の軽減につながる各種制度の周知・啓発に取り組むとともに、京都府と連携を図りながら国に対して要望していきます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
各種年金・手当の充実	障がいのある人の所得保障の柱となる制度となるよう、年金の情報提供に努めていきます。また、特別障害者手当、特別児童扶養手当などを支給しています。	健康課 福祉課
各種サービスの充実	費用負担の軽減のため、心身障害者扶養共済制度助成、福祉タクシー券、診断書料助成などを継続して実施していきます。	福祉課

②補装具・日常生活用具の給付等の実施

障がいのある人の日常生活や社会生活の向上を図り、社会参加を支援するため、補装具の給付や日常生活用具の給付・貸与を実施します。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
補装具の給付	障がいのある人の日常生活や社会生活の向上を図り、社会参加を支援するため、補装具の給付を継続して実施していきます。	福祉課
日常生活用具の給付・貸与	障がいのある人の日常生活や社会生活の向上を図り、社会参加を支援するため、日常生活用具の給付・貸与を実施します。	福祉課
福祉機器の展示・紹介コーナーの設置	福祉センター「なごみの郷」内に福祉用具を展示し、福祉機器・介護用品の普及、介護についての情報提供を実施していきます。	福祉課

(5) 精神障がい者の福祉の充実

【現 状】

アンケート調査で「住みよいまちをつくるため特に必要なこと」を尋ねた設問で、精神障がいの方では「障がいに配慮した公営住宅や、グループホームの整備など、生活の場の確保」が46.8%（前回調査では43.8%）で最も多く、次いで「相談支援体制の充実」が44.7%、「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」が40.4%と続いています。

精神障害者保健福祉手帳所持者や精神通院医療の受給者が増えている中、精神障がい者を地域で支える仕組みづくりが必要となります。

【基本施策】

①精神障がいに対する支援の推進

精神障がい者に対する支援は、医療・福祉・保健など、様々な支援が一体的に提供されることが必要なことから、関係機関と連携を図りながら、生活を支える仕組みづくりに取り組んでいきます。また、精神障がいは身近な病気であることから、精神障がいに対する理解の浸透を図ります。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
こころの健康相談体制の充実	乙訓保健所によるこころの健康相談をはじめ、保健センターでは「こころとからだの健康相談」を毎月開催しています。相談支援事業所・地域活動支援センターアンサンプルにおいても、日常生活に必要な相談に応じています。また、随時個別の相談を実施しています。 今後も相談体制の充実に努めます。	健康課 福祉課
精神障害者保健福祉手帳の周知	精神障害者保健福祉手帳制度の周知を京都府・乙訓保健所等と連携を図り、普及に努めます。	福祉課
社会適応事業への参加促進	乙訓圏域にひきこもりの相談をできる事業所があり、随時に相談・交流が図れる場所ができています。 今後は、家庭支援総合センターと連携し、ひきこもりの人を対象とした相談の充実に努めます。	福祉課
多職種間連携による支援体制の検討	精神障がい者を支える仕組みとして、医師や看護師、ソーシャルワーカーなど、多職種間の連携による支援体制のあり方について検討していきます。	福祉課

(6) 権利擁護の推進

【現 状】

知的障がいのある人や精神障がいのある人、認知症の人など、判断能力が十分でない人を支えていくことがいっそう求められています。障がいのある人に対する支援として成年後見人制度利用支援事業や社会福祉協議会による福祉サービス利用援助事業を実施しており、継続して取り組む必要があります。

本町では、「障害者虐待防止法」を踏まえ、これまでも、障害者虐待防止一時保護事業など、障がい者虐待防止に取り組んできました。引き続き、知的障がいのある人や精神障がいのある人、認知症の人など、判断能力が十分でない人への支援を充実する必要があります。

【基本施策】

①権利擁護の推進及び虐待の防止

今後も、知的障がいのある人や精神障がいのある人、認知症の人など、判断能力が十分でない人の権利擁護の推進と安心できる地域生活の確保に努めます。

また、障害者虐待防止法の周知を引き続き図ります。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
成年後見人支援事業	成年後見人制度の利用が必要で、町長申し立てとなる知的障がいのある人や精神障がいのある人に対し、申し立て経費や後見人等報酬の一部または全部を助成します。 今後、成年後見人制度の普及をより一層図っていきます。	福祉課
福祉サービス利用援助事業	知的障がいのある人や精神障がいのある人、認知症高齢者などを対象に、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス等を大山崎町社会福祉協議会と連携して対応していきます。	福祉課
障害者虐待防止	障がい者虐待対応の窓口や体制等、適正な実施を進めていきます。	福祉課

4. 保健・医療の充実

(1) 保健・医療の充実

【現 状】

本町では妊婦健康診査や乳幼児健康診査、訪問指導などの母子保健事業を始め、健康診査や健康相談等の成人を対象とした保健事業に取り組んでいます。

医療体制として、現在公的総合病院として京都済生会病院が府下ではじめて開放型病院として承認されており、乙訓医師会との連携が強化され、訪問看護ステーションも開設されるなど、地域医療の充実が図られています。

アンケート調査で「医療を受けるにあたって困ること」を尋ねたところ、年齢階層別に多かった回答をみると18歳未満では「専門的な治療を行う病院が身近にない」が38.9%、「障がいが理由で治療を受けにくい診療科がある」が27.8%であり、18歳以上では「特に困っていない」が最も多くなっています。2番目は18～39歳では「交通費の負担が大きい」が21.6%、「ちょっとした病気やけがのときに受け入れてくれる病院が身近にない」が21.6%、40～64歳では「交通費の負担が大きい」が19.5%、65歳以上では「交通費の負担が大きい」が17.5%となっています。

障がい種別にみると、いずれも「特に困っていない」が最も多くなっており、次いで多かったのは身体障がい、精神障がいでは「交通費の負担が大きい」、「医療費の負担が大きい」であり、知的障がいでは専門的な治療を行う病院が身近にない、「障がいが理由で治療を受けにくい診療科がある」となっています。

障がいの重度化や障がいのある人の高齢化が進むことにより、医療を必要とする人も増えてくると考えられることから、必要な医療やリハビリテーションが受けられる体制をはじめ、保健事業の推進により、障がいの早期発見等に取り組む必要があります。

【基本施策】

①障がいの発生予防と早期発見

子どもの健やかな成長を図るため、母子保健事業の推進に取り組み、保健や医療にかかわる関係機関と連携を図りながら、障がいの早期発見・早期療育につながるよう取り組んでいきます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
乳幼児・産婦の 全戸家庭訪問 妊婦家庭訪問	出産児全員の家庭を訪問し、子どもの健全な発達支援や母親の育児不安の解消を図ります。また、妊婦に対し出産においての不安を解消するため希望者に家庭訪問や相談を実施しています。	健康課

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
乳幼児健康診査 妊産婦健康診査 新生児聴覚検査	乳児前期健診・乳児後期健診健診、1歳半、3歳児健診を継続して実施し、障がいの早期発見に努めます。 また、妊産婦健康診査、新生児聴覚検査については、健診・検査にかかる経費の一部を補助することにより、経済的負担の軽減を図ります。	健康課
発達相談	専門家である発達相談員による相談・助言を通じて、子どもの健全な発達を支援します。	健康課
転入児相談	転入届出時健康相談（乳幼児）から転入児相談へつなげ、子どもの発達状況の把握や育児相談等を実施しています。 今後も継続して実施していきます。	健康課
予防接種	疾病予防のため、予防接種事業を実施しています。 今後も継続して実施していきます。	健康課
すくすく広場	保健師・管理栄養士による相談、遊び・交流の促進をめざした「すくすく広場」を継続して実施していきます。	健康課

②ライフステージに応じた保健サービスの推進

障がいのある人がそれぞれのライフステージの段階に応じて、必要な保健サービスが受けられるよう、特定健康診査をはじめとした健康診査・がん検診、健康教室等の健康づくりにかかわる事業の実施に努め、疾病の早期発見、障がいの予防に努めます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
特定健康診査・ 特定保健指導の 実施	大山崎町国民健康保険加入者を対象に特定健康診査・特定保健指導を実施しています。 自分自身の健康状態を知り、生活習慣の改善を図ることにより、疾病予防、ひいては障がいの予防につながると考えられるため、受診勧奨等を行っていきます。	健康課
健康増進事業の 推進	町民の健康増進を図る健康教室や健康相談、がん検診など、各種健康増進事業の推進により、障がいの発生予防に努めます。 【主な健康増進事業】 ○健康教室 ○健康相談 ○各種がん検診 ○骨密度測定 ○栄養相談	健康課

③障がいのある人に対する医療の整備・充実

障がいの重度化や障がいのある人の高齢化が進んでいることにより、医療を必要とする人も増えてくると考えられることから、医師会・歯科医師会をはじめ、医療機関と連携を図りながら、必要な医療が受けられる体制づくりに努めます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
医療体制の充実	身近なところで必要な医療が受けられるよう、京都府と連携を図りながら、医療体制の充実に努めるとともに、障がいのある人に対する医療について、各種医療機関に周知・啓発を図りながら、医療が受けやすい体制づくりに取り組んでいきます。	健康課 福祉課
かかりつけ医の普及・啓発	障がいのある人が身近な地域で必要な医療を受けることができるよう、かかりつけ医の普及を図るとともに、障がい者医療に対して理解が得られるよう、取り組んでいきます。	福祉課
障がい児・者に対する歯科診療	障がい児・者に対する歯科診療について、歯科診療所に対して理解を促し、受けやすい体制づくりに努めます。	福祉課

④医療費助成制度の充実

医療費の負担軽減については、精神障害者保健福祉手帳所持者において特に多い要望となっています。

障がいのある人の医療費の負担軽減を図るため、各種医療費助成制度の普及に努めます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
自立支援医療の給付	身体障がい者の日常生活能力や職業能力を回復、改善、進行を防ぐことを目的に医療給付（更生医療）を行っています。 今後本事業の周知・啓発に取り組むとともに、未熟児養育医療の交付を行っていきます。	福祉課 健康課
福祉医療の給付	重度心身障がい児・者が保険による医療を受けた場合、保険給付の残りの額の自己負担分（入院給食に係る自己負担分を除く）を補助しています。適正な補助を行っていきます。	福祉課
重度心身障害老人健康管理事業	重度の心身障がいのある後期高齢者などを対象に、健康保持に係る指導を受けた場合に、その健康管理に要した費用（高齢者の医療の確保に関する法律に規定する一部負担金に相当する額）を補助しています。（但し、入院時の食事代は対象となりません） 高齢化に伴い、利用者や医療費の増加が予測されるため、継続して実施してまいります。	福祉課

⑤地域リハビリテーションの推進及び支援体制の充実

障がいのある人が身近な地域や家庭において自立した生活が送れるよう、京都府や保健所、医療機関等と連携しながら、リハビリテーション体制の充実を図り、継続的かつ適切なリハビリテーションが受けられるよう、取り組んでいきます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
関係機関との連携（再掲）	保健所や京都府リハビリテーション支援センター（高次脳機能障害支援拠点）などと連携を図りながら、障がいのある人が継続的かつ適切なリハビリテーションが受けられるように、支援していきます。	健康課 福祉課
体幹訓練特別事業（再掲）	身体障がい者団体によるリハビリテーションの一環として体幹行動訓練特別事業への支援を行っていきます。	福祉課

⑥難病保健・福祉対策の推進

難病患者に対する医療費の助成や保健所における医療相談、患者・家族の交流会などの充実とともに、居宅生活支援事業の実施など、保健所をはじめとする京都府、乙訓医師会などの関係機関との連携を図りながら福祉施策を検討していきます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
居宅生活支援事業	介護保険非該当の難病患者（成人）に対する、居宅支援事業（ホームヘルプサービス、短期入所事業、日常生活用具給付事業）を継続して実施していきます。	福祉課
連携体制の強化	難病患者の地域生活を支援するため、府に保健・医療・福祉等の関係機関の連携を図り、一体的にサービスが提供されるよう、取り組んでいきます。	健康課 福祉課

(2) 精神保健、医療施策の推進

【現 状】

アンケート調査で「医療を受けるにあたって困ること」を尋ねたところ、精神障害者保健福祉手帳所持者は「交通費の負担が大きい」が29.8%（前回調査28.1%、前々回調査45.5%）であり前回調査より若干増加しています。また「医療費の負担が大きい」は21.3%（前回調査25.0%、前々回調査36.4%）と、前回調査より減少しています。しかし、この2項目が上位2番なのはかわっておらず、経済的な負担を感じていると回答する人が多くなっています。

精神障がい者が年々増えている状況にある中、必要な医療・保健が受けられる体制づくりが必要です。

【基本施策】

①保健・医療サービスの体制づくり

精神障がい者に対する保健・医療に関する事業・施策の推進を図り、各関係機関と連携を図りながら必要な保健・医療サービスが受けられる体制づくりに取り組んでいきます。また、自殺防止やうつ予防に向け、相談体制の充実に取り組みます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
精神保健に関する啓発事業	「広報おおやまぎ」に精神保健福祉月間・自殺予防週間等に関連した記事を掲載し、うつ状態等の早期発見・早期相談につながるよう啓発活動を実施しています。 今後も継続して実施していきます。	健康課 福祉課
自殺防止やうつ防止に向けたこころの健康相談の充実	乙訓保健所によるこころの健康相談をはじめ、「広報おおやまぎ」を通じてこころの健康に関する周知・啓発に取り組むとともに、ストレス状態を自己チェックできる「こころの体温計」をホームページに掲載しています。また、相談支援事業所・地域活動支援センター「アンサンブル」においても日常生活に必要な相談に応じています。 今後も、自殺防止やうつ病の予防に向け、様々な相談機関の周知・啓発に取り組むとともに、各相談機関と連携を図った相談体制の充実に努めます。	健康課 福祉課
訪問指導の充実	精神疾患の人に対して訪問指導を行っています。 保健師等の人材の確保に努め、相談・訪問指導の充実に図ります。	健康課 福祉課
医療サービスの充実	長岡病院や西山病院が行っている精神科デイケア、デナイトケア、訪問看護ステーションによる訪問看護など、各関係機関と連携を図っていきます。	健康課 福祉課

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
多職種間連携による支援体制の検討（再掲）	精神障がい者を支える仕組みとして、医師や看護師、ソーシャルワーカーなど、多職種間の連携による支援体制のあり方について検討していきます。	福祉課

5. 生活環境の整備

(1) 福祉のまちづくりの推進

【現 状】

障がいのある人が地域において安心・安全・快適に生活できるよう、生活環境の整備を進める必要があります。

アンケート調査で「外出時に困ること」を尋ねたところ、年齢階層別では18歳未満では「駅で切符の買い方がわからない」、「お金の計算ができない」、18～39歳では「特にない」、「気軽に休めるベンチなどが少ない」、40～64歳では「歩道が通りにくい」、「気軽に休めるベンチなどが少ない」、65歳以上では「気軽に休めるベンチなどが少ない」、「道路や建物・駅に段差が多い」を挙げる声が多くなっています。

また、「住みよいまちをつくるため特に必要なこと」で「道路や建物、駅などのバリアフリー化」と答えた人は、全体では35.0%であり、年齢階層別では18歳未満で22.2%、18～39歳で37.8%、40～64歳で39.0%、65歳以上で34.6%と多くなっています。

今後も、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した生活環境の整備が必要です。また、各種移動支援に関するサービスの確保に取り組む必要があります。

【基本施策】

①人にやさしいまちづくりの推進

障がいのある人や高齢者、子どもなど、誰もが暮らしやすいまちづくりに取り組んでいきます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
「京都府福祉のまちづくり条例」の普及	「京都府福祉のまちづくり条例」の啓発を行い、障がいのある人への理解を深めています。また、適切な開発指導により、開発者に必要なバリアフリー化に対する協力を求めています。	建設課 福祉課
広報・啓発による意識の向上	交通安全に対する意識の向上をめざし、「広報おおやまざき」などで広報・啓発を行っています。 引き続き、町民の意識の向上をめざして、広報・啓発に努めていきます。	経済環境課 企画財政課
交通安全啓発活動の実施	警察などと連携して交通安全啓発活動を実施し、障がいのある人への配慮を含め交通安全の意識向上に努めます。	経済環境課

②社会生活の場の整備

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「京都府福祉のまちづくり条例」、本町のバリアフリー基本構想に基づき、町内の建築物、道路、公園等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進めていきます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
公共施設の整備促進	大山崎町バリアフリー基本構想（大山崎町建築物特定事業計画）に基づき点字ブロック、オストメイト、車いす駐車表示などを整備していますが、自治会管理の小規模な集会施設についてはバリアフリー化が十分に図れていない状況にあります。 公共施設の新設、改修にあたっては、京都府福祉のまちづくり条例に基づき、施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を引き続き推進していきます。	企画財政課
民間施設の整備促進	大山崎町開発行為等に関する指導要綱に基づき、開発行為等の事前協議を行う際、バリアフリー化を図るよう整備の協力を要請するとともに、京都府福祉のまちづくり条例の普及・啓発に努めていきます。	関係各課
道路整備事業	歩道の段差の解消や道路幅の確保に努め、安全で快適な日常生活が送れるように道路整備を順次、推進しています。 既設のマウンドアップ型歩道の段差改良を引き続き行うとともに、府道における狭い歩道区間の改良及び歩道未設置区間での整備を要望していきます。また、大山崎町バリアフリー基本構想に基づき、事業を進めていきます。	建設課
公園整備事業	地域住民のふれあいや憩いのスペースなどの整備を進めています。 また、開発行為等では、適切な開発指導により設置される公園のバリアフリー化を進めていきます。	建設課
迷惑駐輪放置自転車対策事業	駅周辺の自転車等放置禁止区域においては、巡回パトロールや撤去を行い、放置禁止の啓発に努めるとともに、障がいのある人の駐輪場の利用について利用料金を減額（設定）しています。 今後も継続的に自転車利用者へマナーアップを呼びかけます。	経済環境課
投票の利便性の向上	在宅郵便投票制度を活用し、また各投票所に車いす用の記載台やスロープ・簡易スロープ・点字の氏名掲示や筆談の用具を備え、投票の利便を図っています。 今後は、投票所内の段差解消及び点字対策の充実を図って	総務課

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
	いきます。	

③住まいの場の確保

障がいのある人の住まいを確保するため、グループホームの整備を乙訓2市、サービス提供事業者等と連携を図りながら確保に努めます。

また、在宅生活を継続できるよう、住宅改修助成事業を継続して実施し、負担軽減に取り組んでいきます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
居住系サービスの確保・充実（再掲）	障がいのある人の自立と地域移行を進めるために必要となるグループホームを確保できるよう、取り組んでいきます。	福祉課
府営住宅優先入居事業	障がいのある人に対して、経済状況を支援するために、府営住宅に優先的に入居できるよう、努めていきます。	福祉課
住宅改修助成事業	障がいのある人が日常生活における自立の促進や事故の防止、介護者の負担軽減などを図るため、住宅改修の費用に対する助成を今後も継続して実施していきます。	福祉課

④移動条件の整備

地域生活支援事業における移動支援事業の実施や自動車改造の助成、福祉タクシー事業の推進を図り、障がいのある人が移動しやすい支援に努めます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
駅舎等の整備（バリアフリー）	大山崎町バリアフリー基本構想に基づき、エレベーター、多機能トイレ等の整備を進めており、阪急大山崎駅は平成23年3月に、JR山崎駅は令和3年3月にバリアフリー化が完了しました。 引き続き、大山崎町バリアフリー基本構想に基づき、事業を進めていきます。	企画財政課 建設課
移動支援対策の充実	障がいのある人の自立と社会参加を促進するため自動車の改造助成、自動車運転免許取得教習費の助成、福祉タクシー事業などの移動を支援する施策の充実に努めています。 障がいのある人の移動支援対策の充実に努めます。	福祉課

(2) 情報・意思疎通支援

【現 状】

本町では文字拡大、ルビ振り機能、色覚特性や視力の弱い人に配慮したホームページを作成（アクセシビリティ化）するとともに、障がい福祉に関する情報をタイムリーに掲載するように取り組んできました。

また、意思疎通支援として、手話通訳者・要約筆記者の派遣をはじめ、朗読ボランティアによる声の広報等を発行しています。

特に、災害や避難にかかわる情報は、安心・安全に直接結びつくため、早急にアクセシビリティを高める必要があります。

【基本施策】

①情報提供の充実

障がいの種類にかかわらず、誰もが必要な情報を入手できるよう、様々な媒体を活用し、わかりやすい情報提供に努めます。

また、日々情報通信技術（ICT）が日々発展していることから、それらに適宜対応していくとともに、誰もが利用しやすいホームページの作成に継続して取り組んでいきます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
ホームページ・SNS等を活用した情報提供（再掲）	文字拡大、ルビ振り機能、色覚特性や視力の弱い人に配慮したホームページを作成（アクセシビリティ化）するとともに、障がい福祉に関する情報をタイムリーに掲載するように取り組んできました。 今後もアクセシビリティに配慮したホームページの作成に努めるとともに、SNS等の多様な手段を活用し、わかりやすい情報提供に取り組んでいきます。また、情報通信技術（ICT）が日々進化していることから、今後の動向を踏まえながら、適宜対応していきます。	企画財政課 福祉課
電光掲示板の整備	障がいのある人の社会参加の促進、災害など緊急時の情報提供手段として、公共施設などに電光掲示板の整備を呼びかけていきます。	福祉課
各種情報通信機器への対応	障がいのある人がFAXの利用を希望される際、役場、公民館等のFAXを利用できるようにしています。 日々、情報通信技術（ICT）が進展しているため、各種情報通信機器に対応できるよう、体制を整えていきます。	総務課 福祉課

②意思疎通支援

聴覚や言語機能、音声機能など、意思疎通を図ることに支障のある人に対して、手話通訳や要約筆記を派遣する意思疎通支援事業の充実を図ります。

また、朗読ボランティアや視覚・聴覚の障がい者団体と連携し、情報提供・コミュニケーション体制の充実を図ります。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
意思疎通支援事業の充実	地域生活支援事業における意思疎通支援事業の充実を図り、聴覚障がい者の社会参加の促進を図ります。令和3年度から遠隔手話通訳サービス、ビデオ通話による手話サービスを行っています。	福祉課
要約筆記者の養成	意思疎通支援事業の充実を図るため、要約筆記者の養成を乙訓2市1町共同で行っていきます。	福祉課
重度障害児者入院時コミュニケーション支援事業	重度障がい児者が、発語困難等により入院時に医療従事者との意思疎通を十分に図ることが出来ない場合に、本人との意思疎通に熟達した指定障がい福祉サービス事業者等の従業者をコミュニケーション支援員として派遣し、医療従事者との意思疎通を図ります。	福祉課

(3) 安全・安心のまちづくりの推進

【現 状】

本町では、大規模地震等災害発生時に障がいのある人や高齢者の安否確認、避難支援などを円滑に行うため避難行動要支援者名簿の作成と活用・啓発に努めています。

アンケート調査で「避難行動要支援者名簿（個別避難計画）を知っているか」について尋ねたところ、「知っている」は全体では 15.4%であり、年齢階層別にみると 18 歳未満では 22.2%、18～39 歳で 27.0%、40～64 歳で 19.5%、65 歳以上で 12.2%となっており、多くの人は「知らない」という回答になっています。

また、「災害発生時に一人で避難できるか」を尋ねたところ、「一人では判断できないし、避難もできない」は、全体では 22.9%であり、年齢階層別では 18 歳未満で 61.1%、18～39 歳で 43.2%、40～64 歳で 22.0%、65 歳以上で 17.5%となっています。

【基本施策】

①障がいのある人に配慮した防犯・防災対策等の推進

障がいのある人が災害時に円滑に避難できるよう、地域・消防と連携を図った避難体制の強化を図るとともに、避難行動要支援者名簿の作成と活用・啓発を図り、災害時要援護者の把握に努めます。障がい特性に応じた二次的な避難場所の確保について、乙訓 2 市、乙訓消防本部と検討を重ねていきます。

また、障がいのある人が犯罪や消費被害等にあわないよう、防犯体制の強化と消費者犯罪について、周知・啓発を進めていきます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
防犯環境の整備	犯罪や事故を未然に防ぐため、防犯灯を設置するなど、夜間における防犯意識の向上を図るとともに、職員によるパトロールも実施しています。 今後も継続して実施していくとともに、開発行為等で形成された新たな市街地には、適切な開発指導により防犯等の新設を進めていきます。	建設課
防災体制の強化	庁内の防災体制の確立を図るとともに、「大山崎町地域防災計画」に基づいた総合的な防災体制の強化を図ります。 また、緊急時に正確な情報を迅速に町民や関係機関に伝達する防災通信網の整備・充実を図ります。	総務課

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
避難行動要支援者名簿の作成・活用・啓発	大規模地震等災害発生時の安否確認、避難支援などを円滑に行うため避難行動要支援者名簿の作成・活用・啓発に努めます。 また、要支援者の個別計画の作成に取り組んでいきます。	総務課 福祉課
防火訪問事業	要支援者（要配慮者）が居住する住宅を対象に、重点的に防火診断を実施するとともに、住宅用防災機器等の設置促進を図る事業です。 本事業を推進するため、民生委員・児童委員との連携を図るとともに、避難支援プランの共有化について、検討していきます。	乙訓消防
自主防災組織の育成	近年町内で自主防災組織の設立がされているものの、令和5年4月1日現在、町内の自主防災組織数は26団体です。 今後も、自主防災組織の育成に取り組んでいきます。	総務課
緊急通報システム	乙訓消防組合では、高機能消防指令センター設備の受信システムに、聴覚・言語等の障がいにより音声による119番通報が困難な人への通報手段として、FAXの設置や携帯電話のウェブ利用119番システム（「NET119緊急通報システム」）を導入しています。 これら緊急通報システムの普及・啓発に努めます。	乙訓消防 福祉課
消費トラブルの防止	京都弁護士会による無料法律相談を行っています。また、消費生活相談窓口を設置しています。 今後も継続して実施するとともに、相談窓口の充実を図ります。また、成年後見制度を活用し、実際に被害にあった場合に問題が解消されるよう、取り組んでいきます。	経済環境課 福祉課
AEDの設置促進	町内公共施設や民間施設におけるAEDの設置促進を図り、救命率の向上を図ります。また、救急フェアを通じてAEDを用いた救急蘇生法の講習会を乙訓2市、乙訓医師会、乙訓保健所と連携しながら実施していきます。	総務課 健康課
命のカプセルの普及	命のカプセルは急病時等に備えて、あらかじめ医療情報の入った容器を冷蔵庫に保管し、救急隊員がそれに基づき適切な医療機関に搬送し、的確な救命処置に役立てるものです。 命のカプセルの普及に努めます。	福祉課
情報伝達手段の確保	災害発生時に要支援者に確実に緊急情報を届け、適切な避難行動を促すために、民生委員・児童委員や自主防災組織と連携し、避難行動要支援者名簿に基づく個別計画作成を推進します。個別計画には情報伝達、避難支援、安否確認の視点を盛り込みます。	総務課 福祉課

②知識の普及

障がいのある人が安心して安全に生活できるように、関係機関と連携を図りながら防犯・防災に関する知識の普及や啓発に努めます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
防犯意識の高揚	すべての町民が安全で平穏な生活を送れるように、防犯意識の高揚と地域における防犯体制の確立をめざしています。 防犯体制及び防犯設備に課題があるため、防犯推進協議会の活動を活発化することにより、さらなる防犯意識の高揚と地域の自主的活動の推進を図っていきます。	総務課
防犯・防災に関する知識の普及	自主防災組織や自治会が開催する防災訓練や出前講座などにおいて、地域の障がいのある人への情報提供、支援の呼びかけを積極的に行い、防犯・防災に関する知識の普及・啓発を進めます。	総務課
福祉施設等における防火啓発指導	要支援者が利用する対象物は、緊急時における初期活動の良否によって被害状況が大きく変わるため、対象施設の査察及び防火訓練、防火指導等を行います。 また、自主防災組織、自治会等の消防訓練、防火講演等を通じて、防火、防災に関する知識の普及・啓発を図るとともに地域の要支援者への支援協力を啓発します。	乙訓消防 総務課

6. 雇用・就労の促進

(1) 一般就労の促進

【現 状】

障がい者が地域で自立した生活を送るためには就労が重要であり、働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、環境づくりが求められています。

本町では、しょうがい者就業・生活支援センターアイリスが、障がいのある人が、その人らしく働き、生活していけるよう、雇用・福祉・行政の関係機関と連携して相談・助言・職場実習の橋渡しをするとともに、「就業支援」と「生活支援」の2つの柱をもとに支援を行っています。

アンケート調査で「日常の過ごし方」で「仕事をして収入を得ている」「施設・共同作業所などに通っている」と答えた人に「現在の働き方」を尋ねたところ、18～39歳では「施設・共同作業所」27.3%、「就労継続支援B型」27.3%、40～64歳では「パート、アルバイト、臨時雇用」34.0%、65歳以上では「パート、アルバイト、臨時雇用」38.9%が最も多くなっています。

また、「働くために望むこと」を尋ねたところ、「通勤時間や日数などを柔軟にしてほしい」が16.2%、「職場の人に障がいを理解してほしい」が16.2%、「仕事の相談や紹介の窓口を充実してほしい」が15.1%で多くなっています。

企業に対して障がい者雇用に対する周知を図る一方で、就労に関する各関係機関が連携を図りながら、働ける場を確保していく必要があります。

【基本施策】

①一般就労の促進

一般企業に対して、障がい者雇用に対する理解の促進を障害者就業・生活支援センターやハローワーク等と連携を図りながら取り組んでいきます。

また、一般就労の促進に向け、職業相談や職業訓練、職場定着に向けた就労移行支援などの各種支援策の充実を関係機関と連携を図りながら取り組んでいきます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
企業などに対する啓発の促進	乙訓圏域の一般企業に対して障がいや障がいのある人に対する理解を促進するため、障害者就業・生活支援センターを中心にハローワークや青年会議所と連携を図りながら、周知・啓発を図り、障がいのある人の就労促進に努めていきます。 また、乙訓圏域障がい者自立支援協議会と連携しながら、障がい者の雇用推進について、乙訓圏域の一般企業に啓発を行っています。	福祉課 経済環境課

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
各種助成制度の周知	事業主や事業主の団体が障がいのある人を新たに雇い入れたり、職場設備の改善をしたりする場合に支給される各種助成制度の周知・啓発を行い、障がい者雇用の促進を図ります。	経済環境課 福祉課
職業相談の充実	しょうがい者就業・生活支援センターアイリスやハローワークと連携し、就労後のフォローアップも含め職業相談の充実を図ります。 しょうがい者就業・生活支援センターアイリスの啓発に取り組んでいきます。	福祉課
職業リハビリテーションの推進	京都府で実施している職業訓練・能力開発等の事業を紹介するなど、京都府と連携を図り、職業リハビリテーションの充実に努めます。	福祉課

(2) 福祉的就労の充実

【現 状】

一般就労が難しい障がいのある人の働く場として、福祉的就労の場も確保していく必要があります。

アンケート調査で「平均月収」をみると、「5万円から10万円」、「10万円から5万円」、「20万円以上」がそれぞれ15.6%で多くなっています。障がい種別でみると、身体障がいでは「5万円～10万円」、「20万円以上」が多く、「知的障がいでは「0円」、「1万円未満」、「1万円～3万円」が多く、精神障がいでは「1万円未満」、「1万円～3万円」、「10万円～15万円」が多くなっています。

団体ヒアリングにおいても、働く場が少ない、工賃が低いという意見が多数ある中、施設職員の不足に対する意見もみられました。

障がいのある人の日中活動の場として、福祉的就労は必要なもので、障がいのある人が増えている中、サービス提供事業者の確保は重要です。また、福祉的就労における工賃アップについても取り組む必要があります。

【基本施策】

①福祉的就労の充実

一般就労が困難な人の働く場として、就労継続支援A型・B型など、福祉的就労の場の確保に向け、乙訓2市や障がい者団体、サービス提供事業者と連携を図りながら、取り組んでいきます。

また、工賃アップに向け、授産品の優先購入や販路拡大に向け、事業者と連携を図りながら取り組んでいきます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
福祉的就労施設の充実	就労継続支援B型事業者など、福祉的就労の場の確保・拡充に向け、障がい者団体、サービス提供事業者と連携を図りながら、取り組んでいきます。 また、関係機関と連携を図りながら、福祉的就労から一般就労へのステップアップや工賃アップに向けた支援体制について協議・検討を重ねていきます。	福祉課
やまびこに対する支援	大山崎共同作業所から移行した地域活動支援センターやまびこに対して、本町では全面的に活動を支援しています。 今後もやまびこの運営相談等を含め、町と連携を図りながら継続して支援を実施していきます。	福祉課
授産品の購入協力の促進	やまびこでの授産品であるクッキーについては、町主催行事や障がい者関係団体主催行事等で利用するなど、購買の向上に寄与しています。	福祉課

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
	クッキー販売が利用者の工賃収入に直結しているため、引き続き購入協力を行うとともに、販路拡大に向け、新たな商品の開発や生産性の向上などについて、ともに考えていきます。	

第3編

第7期障がい福祉計画

第3期障がい児福祉計画

第1章 成果目標

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の成果目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定します。

また、成果目標を達成するための活動指標となる、計画期間の各年度における取り組みの量を定めます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針	
地域生活移行者数	令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行
施設入所者数	令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減

目 標 値	
令和8年度末までの地域生活移行者数	1人
令和8年度末までの施設入所者の削減数	1人

令和4年度末時点での施設入所者数は13人、令和3年度当初から令和4年度末までの地域生活移行者は0人でした。第7期計画においては、国の指針に基づき、地域生活移行者数を1人（ $13 \text{人} \times 6\% \div 1 \text{人}$ ）施設入所者の削減数を1人（ $13 \text{人} \times 5\% \div 1 \text{人}$ ）と設定します。

【第6期計画の実績】

	減少数
【目標値（A）】令和5年度までの地域生活移行者数	1人
【実績（B）】令和4年度末時点の地域生活移行者数	0人
【達成率（B/A）】	0.0%
【目標値（C）】令和5年度までの施設入所者の削減数	1人
【実績（D）】令和4年度末時点の施設入所者の削減数	0人
【達成率（D/C）】	0.0%

目標実現に向けた取り組み

自立した生活に必要な障がい福祉サービスが適切に利用できるよう、利用ニーズや定着するために必要なことを的確に捉えながら各機関との連携の下に支援を行います。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本方針	
精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。

目 標	
精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (令和8年度末時点)	推 進

目標実現に向けた取り組み

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すための、保健・医療・福祉関係者による協議の場については、乙訓圏域において設置済です。今後も引き続き、乙訓2市や関係機関等との連携を強化しつつ、現状の体制を維持します。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針	
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	令和8年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。
強度行動障がいを有する障がい者の支援体制の充実	令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がいを有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

目 標	
圏域での地域生活支援拠点の整備 (令和8年度末時点)	整 備
圏域での強度行動障がいを有する障がい者の支援体制の整備	推 進

目標実現に向けた取り組み

地域生活支援拠点等が有する機能の充実については、乙訓圏域での整備を進めるため、2市1町で構成される乙訓圏域障がい者自立支援協議会において、整備について検討を行いました。長岡京市共生型福祉施設構想・基本計画の基本施設として、乙訓圏域市町や事業所、関係機関と連携して整備を進めることとします。

強度行動障がいをもつ障がい者の支援体制の充実については、乙訓圏域障がい者自立支援協議会や基幹相談支援センター等と連携し、圏域での支援体制の整備を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針	
一般就労移行者数	令和8年度中に、令和3年度実績の1.28倍以上
就労移行支援における一般就労移行者数	令和8年度中に、令和3年度実績の1.31倍以上
就労継続支援A型における一般就労移行者数	令和8年度中に、令和3年度実績の概ね1.29倍以上
就労継続支援B型における一般就労移行者数	令和8年度中に、令和3年度実績の概ね1.28倍以上
就労定着支援事業の利用者数	令和3年度実績の1.41倍以上

目 標 値	
令和8年度末の一般就労移行者数	5人
令和8年度末の一般就労移行者数（就労移行支援）	5人
令和8年度末における就労定着支援事業の利用者数	4人

令和3年度末時点での移行者数は0人であり、第7期計画においては、国の指針に基づき、一般就労移行者数を5人、就労定着支援事業の利用者数を4人（3人×1.41倍÷4人）と設定します。

【第6期計画の実績】

	移行者数・利用者数
【目標値（A）】令和5年度の一般就労移行者数	1人
【実績（B）】令和4年度の一般就労移行者数	1人
【達成率（B／A）】	100.0%
【目標値（C）】令和5年度末の就労定着支援事業の利用者数	4人
【実績（D）】令和4年度末の就労定着支援事業の利用者数	3人
【達成率（D／C）】	75.0%

目標実現に向けた取り組み

障がい者の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。

また、障がい者就労施設等からの物品等の優先調達や障がい者施設に通所する障がい者の工賃向上の取り組みを進めるなど、その他の就労支援事業も含めた総合的な就労支援を行います。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針	
児童発達支援センターの設置	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	令和8年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を基本
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和8年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和8年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本
医療的ケア児支援のための協議の場	令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本

目 標 値	
令和8年度末までに児童発達支援センター設置	圏域での設置
令和8年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	圏域での体制継続
令和8年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	圏域での体制継続

目 標 値	
令和８年度末までに重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	圏域での体制継続
令和８年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場の設置、及びコーディネーターの配置	設置

目標実現に向けた取り組み

医療的ケア児の支援については、これまで行政や関係機関で協議を行ってきており、今後も乙訓圏域で連携を図っていきます。

児童発達支援センターの設置については、長岡京市共生型福祉施設構想・基本計画の基本施設として、乙訓圏域市町や事業所、関係機関と連携して整備を進めることとします。

（６）相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針	
相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制	令和８年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保することを基本とする。
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な協議会の体制の確保	協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、これらの取り組みを行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

目 標 値（令和８年度）	
総合的・専門的な相談支援の実施	実施
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	１７件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	４件
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	４回

目標実現に向けた取り組み

総合的・専門的な相談支援機関として、乙訓圏域において基幹相談支援センターを設置しています。センターを含めた関係機関と連携し、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、相談支援事業所の質の向上を図ります。また、今後も乙訓圏域障がい者自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを進めていきます。

(7) 障がい福祉サービス等の質の向上

国の基本指針	
サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築	令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築

目 標 値	
令和8年度末までに障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	実 施
令和5年度末までに障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	実 施

目標実現に向けた取り組み

障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用については、町職員が、京都府等が実施する各種研修へ参加し、職員の資質向上に努めます。

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有については、分析方法や共有方法について検討していきます。

第2章

障がい福祉サービス等の提供体制の 確保に関する方策や見込量等

1. 障がい福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

サービス	概要
居宅介護	居宅において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービスです。
同行援護	視覚障がいにより移動が困難な人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人が行動するときに、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行うサービスです。
重度障害者等 包括支援	常時介護を要する人に対して、居宅介護等福祉のサービスを包括的に行うサービスです。

①必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護	時間/月	1,212	1,211	1,056	1,080	1,105	1,129
	人/月	46	44	43	44	45	46
	時間/月 (対計画値)	103.6%	101.0%	86.0%			
	人/月 (対計画値)	115.0%	107.3%	102.3%			
重度訪問介護	時間/月	821	827	977	980	980	980
	人/月	3	3	3	3	3	3
	時間/月 (対計画値)	93.8%	94.5%	111.6%			
	人/月 (対計画値)	75.0%	75.0%	75.0%			
同行援護	時間/月	62	94	96	98	98	98
	人/月	2	3	2	2	2	2
	時間/月 (対計画値)	206.6%	313.3%	320.0%			
	人/月 (対計画値)	200.0%	300.0%	200.0%			

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
行動援護	時間/月	74	65	85	87	87	87
	人/月	3	4	4	4	4	4
	時間/月 (対計画値)	61.6%	54.1%	70.8%			
	人/月 (対計画値)	75.0%	100.0%	100.0%			
重度障害者等包括 支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月 (対計画値)	0.0%	0.0%	0.0%			
	人/月 (対計画値)	0.0%	0.0%	0.0%			

※実績は各年度3月提供分。令和5年度のみ7月提供分。

②サービスの状況や課題等

居宅介護の利用が減少していますが、他のサービスは増加傾向にあります。それぞれのサービスにおいて毎年度一定の利用がみられます。

現在の利用状況や把握している障がいのある人のニーズ、生活実態を勘案し、サービスを見込んでいきます。また、視覚障がい者の同行援護については対象者の置かれている状況を加味しつつ、移動支援事業の利用も含めて、適切なサービス提供に努めます。

サービスを必要とする人に必要なサービスが提供されるよう、人材の確保に努めるとともに、サービスに対する周知・啓発を進めていきます。

(2) 日中活動系サービス

サービス	概要
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者に対し、地域生活を営むことができるよう、個別支援計画に基づき、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者または精神障がい者に対し、地域生活を営むことができるよう、個別支援計画に基づき、日常生活能力の向上を図り、サービス提供機関との連絡調整を行う等の支援を行います。
就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。
就労移行支援	一般企業の雇用に向けた移行支援で、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練や、職場実習などの訓練が利用期間を設定して受けられるサービスです。
就労継続支援 (A型)	事業者と雇用契約等を結び、就労機会の提供及び知識や能力の向上のために必要な訓練等が受けられるサービスです。
就労継続支援 (B型)	雇用契約等を結ばず、一定の賃金水準に基づく就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上を図る訓練が受けられるサービスです。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行うサービスです。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。
短期入所（福祉型、医療型）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

①必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	674	715	637	657	678	698
	人/月	32	34	31	32	33	34
	人日/月 (対計画値)	105.3%	108.1%	93.5%			
	人/月 (対計画値)	103.2%	106.2%	93.9%			
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月 (対計画値)	0.0%	0.0%	0.0%			
	人/月 (対計画値)	0.0%	0.0%	0.0%			
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月 (対計画値)	0.0%	0.0%	0.0%			
	人/月 (対計画値)	0.0%	0.0%	0.0%			

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
就労選択支援	人/月					1	1
	人/月 (対計画値)						
就労移行支援	人日/月	49	57	34	51	51	51
	人/月	3	3	2	3	3	3
	人日/月 (対計画値)	81.6%	95.0%	56.6%			
	人/月 (対計画値)	60.0%	60.0%	40.0%			
就労継続支援 (A型)	人日/月	257	326	248	265	283	301
	人/月	15	17	14	15	16	17
	人日/月 (対計画値)	147.7%	187.3%	142.5%			
	人/月 (対計画値)	166.6%	188.8%	155.5%			
就労継続支援 (B型)	人日/月	480	598	570	586	603	620
	人/月	27	32	34	35	36	37
	人日/月 (対計画値)	112.4%	140.0%	133.4%			
	人/月 (対計画値)	112.5%	133.3%	141.6%			
就労定着支援	人/月	3	3	2	3	3	3
	人/月 (対計画値)	75.0%	75.0%	50.0%			
療養介護	人/月	1	1	1	1	1	1
	人/月 (対計画値)	100.0%	100.0%	100.0%			
短期入所（福祉 型）	人日/月	105	107	110	113	113	113
	人/月	9	13	13	13	13	13
	人日/月 (対計画値)	136.3%	138.9%	142.8%			
	人/月 (対計画値)	90.0%	130.0%	130.0%			
短期入所（医療 型）	人日/月	3	6	7	7	7	7
	人/月	1	1	1	1	1	1
	人日/月 (対計画値)	100.0%	200.0%	233.3%			
	人/月 (対計画値)	100.0%	100.0%	100.0%			

※実績は各年度3月提供分。令和5年度のみ7月提供分。

②サービスの状況や課題等

日中活動系サービスは、サービスによって利用が増減していますが、短期入所は増加傾向にあります。数値の見込みにあたっては、サービスの利用実績やサービス事業者の参入の動向等を踏まえ見込んでいます。また、短期入所をはじめとした各種日中活動系サービスの確保にあたっては、乙訓2市やサービス提供事業者と連携を図り、利用者の動向を踏まえながらサービスの確保に努めます。

(3) 居住系サービス

サービス	概要
共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービスです。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問等により支援を行うサービスです。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	14	16	19	20	21	22
	人/月 (対計画値)	93.3%	106.6%	126.6%			
施設入所支援	人/月	12	13	13	13	13	13
	人/月 (対計画値)	100.0%	108.3%	108.3%			
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
	人/月 (対計画値)	0.0%	0.0%	0.0%			

※実績は各年度3月提供分。令和5年度のみ7月提供分。

② サービスの状況や課題等

グループホームの利用が増加傾向にあります。乙訓圏域において、一定グループホームの整備は進んできたものの、グループホームを求める声は依然として大きく、障がいのある人及びその家族の高齢化が進んでいることから、今後も確保に向けて取り組んでいく必要があります。グループホームの設置にあたっては、用地問題や建築基準法、消防法など、様々な問題・課題を解消する必要があるため、庁内の関係各課や関係機関等と連携・情報共有を図っていきます。

施設入所支援のサービス見込量については、障がいのある人の状況等を踏まえ設定します。本人や家族の高齢化、障がいのある人の重度化、障がいの特性によりグループホームでは対応が難しいケースもあることから、施設整備についても検討していく必要があります。

(4) 相談支援

サービス	概要
計画相談支援	障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える問題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。また、市町村の求めに応じてサービス等利用計画案を提出し、サービス事業者等との連絡調整や支給決定時のサービス利用計画の作成及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設に入所または精神科病院に入院している障がいのある人を対象に、地域生活に移行するための活動に対する相談を行うとともに、地域移行のための障がい福祉サービス事業者等への同行支援などを行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活する障がいのある人または同居の家族による支援を受けられない障がいのある人を対象に、常時の連絡体制を確保するとともに、障がいの特性に起因する緊急の事態等に相談、緊急訪問などの支援を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	30	35	34	35	35	35
	人/月 (対計画値)	100.0%	116.6%	113.3%			
地域移行支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人/月 (対計画値)	0.0%	0.0%	0.0%			
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人/月 (対計画値)	0.0%	0.0%	0.0%			

※実績は各年度の一月当たり平均、令和5年度のみ4月から7月の一月当たり平均

② サービスの状況や課題等

計画相談支援のサービスは毎年度一定の利用がみられます。支援を必要とする利用者には、サービス利用の調整・モニタリング等の支援が提供されるよう体制を確保します。

各相談事業所における情報共有・連携の場の設置を検討するとともに、困難事例等が発生した場合は、本町はもとより、基幹相談支援センターと連携を図りながら、支援に努めます。

2. 地域生活支援事業の見込量

(1) 理解促進研修・啓発事業

サービス	概要
理解促進研修・啓発事業	町民の障がいや障がいのある人に対して理解を深めるため、理解を深める教室やイベントの開催、広報活動を行います。

①必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
	実施の有無 (計画値)	有	有	有			

②サービスの状況や課題等

障がいのある人及び児童が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい等に対する理解を深める研修・啓発を行い、地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

(2) 自発的活動支援事業

サービス	概要
自発的活動支援事業	障がいのある人や児童、その家族、地域住民等による自発的な活動に対して支援します。(例：ピアサポート活動(情報交換のできる交流会)、災害対策事業、孤立防止活動、社会活動支援、ボランティア支援など)

①必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
	実施の有無 (計画値)	有	有	有			

②サービスの状況や課題等

障がいのある人及び児童が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人及び児童、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

(3) 相談支援事業

サービス	概要
障害者相談支援事業	障がいのある人、障がいのある児童の保護者、または障がい者等の介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報提供等の便宜を提供することや、権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて、総合相談・専門相談、権利擁護・虐待防止、地域移行・地域定着、地域の関係機関のネットワーク化（自立支援協議会の運営）業務を行います。
相談支援機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談事業に加え、専門職員（精神保健福祉士等）を配置することにより、相談支援事業の強化を図るものです。

①必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	実施か 所数	6	6	6	6	6	6
	実施か 所数 (計画値)	6	6	6			
基幹相談支援センター	設置の 有無	有	有	有	有	有	有
	設置の 有無 (計画値)	有	有	有			
相談支援機能強化事業	実施の 有無	有	有	有	有	有	有
	実施の 有無 (計画値)	有	有	有			

②サービスの状況や課題等

本町では、平成24年度から、要綱に基づき大山崎町身体障害者協会と大山崎町知的障害者育成会に相談員業務の委嘱をしており、加えて令和元年度からは、京都精神保健福祉推進家族会連合会乙訓やよい会に新たに相談支援業務を委託し、町民の身近な相談役を確保しています。また、乙訓福祉施設事務組合に基幹相談支援センターを乙訓2市1町で設置しています。

今後も、障がいのある人やその家族の多様な相談に応じられるよう、関係機関と連携を図りながら取り組んでいきます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

サービス	概要
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービス利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、申し立て経費や後見人等報酬の一部または全部を助成する事業です。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保に向け、法人後見実施に向けた研修や組織体制の構築、活動の支援に取り組みます。

①必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	実人数/年	3	3	2	2	2	2
	実人数/年 (計画値)	4	4	4			
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	検討	検討	検討
	実施の有無 (計画値)	検討	検討	検討			

②サービスの状況や課題等

成年後見制度利用支援事業を継続するとともに、相談支援事業所等と連携して成年後見制度の利用を促進します。

成年後見制度法人後見支援事業については、法人後見の実施を予定する法人が現れた場合、事業の実施を検討します。

(5) 意思疎通支援事業

サービス	概要
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚等の障がいのため意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	町福祉課窓口到手話通訳者を設置します。
重度障害児者入院時コミュニケーション支援事業	重度の障がいのある人が発語困難等により、入院時に医療従事者との意思疎通を十分に図ることができない場合に、コミュニケーション支援員を派遣します。

①必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実人数／年	3	3	3	3	3	3
	実人数／年 (計画値)	3	3	3			
手話通訳者設置事業	実設置見込み数／年	1	1	1	1	1	1
	実設置見込み数／年 (計画値)	1	1	1			
重度障害児者入院時コミュニケーション支援事業	人数／年	3	3	3	3	3	3
	人数／年 (計画値)	3	3	3			

②サービスの状況や課題等

聴覚等に障がいのある人の自立と社会参加が促進されるよう、手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、手話通訳者設置、重度障害児者入院時コミュニケーション支援事業を継続して実施していきます。

(6) 日常生活用具給付等事業

サービス	概要
介護訓練支援用具	障がい者等の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童が訓練に用いるいす等の用具を給付します。
自立生活支援用具	障がい者等の入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等の、入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等の、障がい者等の在宅療養等を支援する用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の、障がい者等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストーマ用装具等の、障がい者等の排泄管理を支援する衛生用品を給付します。
居宅生活動作補助用具	手すりの取り付け、床段差の解消等、障がい者等の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用を支給します。

①必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護訓練支援用具	件数/年	1	2	0	2	2	2
	件数/年 (対計画値)	33.3%	66.6%	0.0%			
自立生活支援用具	件数/年	5	2	3	4	4	4
	件数/年 (対計画値)	125.0%	50.0%	75.0%			
在宅療養等支援用具	件数/年	1	2	4	4	4	4
	件数/年 (対計画値)	50.0%	100.0%	200.0%			
情報・意思疎通支援用具	件数/年	1	1	0	1	1	1
	件数/年 (対計画値)	33.3%	33.3%	0.0%			
排泄管理支援用具	件数/年	423	378	400	400	400	400
	件数/年 (対計画値)	111.3%	99.4%	105.2%			
居宅生活動作補助用具	件数/年	1	1	1	1	1	1
	件数/年 (対計画値)	100.0%	100.0%	100.0%			

② サービスの状況や課題等

日常生活用具に関する製品情報の収集を行うとともに、サービスを必要とする人への事業の周知及び情報提供に努めます。

障がいのある人の生活を支える日常生活用具について、今後も継続して給付していきます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

サービス	概要
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員を養成する研修を実施します。

①必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話奉仕員養成 研修事業	実養成講習修了見 込み者数/ 年	3	1	6	6	6	6
	実養成講習修了見 込み者数/ 年 (計画値)	5	5	5			

②サービスの状況や課題等

手話で日常会話を行うのに必要な手話表現技術を習得した人を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人及び児童の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、手話奉仕員養成研修の実施を継続するとともに、周知に努めます。

(8) 移動支援事業

サービス	概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人等に対して、外出のための支援を行います。

①必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
移動支援事業	実人数/月	34	38	36	36	37	38
	延時間数 /月	2,643	3,702	5,235	5,235	5,380	5,525
	実人数/月 (対計画値)	82.9%	90.4%	83.7%			
	延時間数 /月 (対計画値)	54.1%	73.9%	102.2%			

②サービスの状況や課題等

移動支援事業の利用は増加傾向にあります。利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態での実施などを含め、移動支援の充実に努めます。

障がいのある人の日常生活の支援や社会参加の促進に向け、乙訓2市と連携を図りながら、サービスの確保に取り組んでいきます。

(9) 地域活動支援センター事業

サービス	概要
地域活動支援センター事業	障がいのある人に対して、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与します。

① 必要な量の見込み（年間、1月当たり）

サービス名		単位	実績			見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	大山崎町	か所/年	1	1	1	1	1	1
		実人数/月	10	10	10	10	10	10
		か所/年 (計画値)	1	1	1			
		実人数/月 (計画値)	10	10	10			
	他市町村	か所/年	2	2	2	2	2	2
		実人数/月	5	5	5	5	5	5
		か所/年 (計画値)	3	3	3			
		実人数/月 (計画値)	4	4	4			

② サービスの状況や課題等

障がいのある人の創作的活動や生産活動の機会、社会との交流の促進に向け、地域活動支援センターの確保に取り組んでいきます。

本町の地域活動支援センターやまびこ（平成26年4月からNP0法人やまびこに委託実施）については、継続して活動の支援を行っていきます。

(10) 任意事業

サービス	概要
福祉ホーム	住居を求めている障がい者に対し、低額な料金で居室、その他の設備や日常生活に必要なサービスを提供する支援を行います。
入浴サービス	家族等による入浴介護が困難または移送が困難な身体障がい者及び知的障がい者に対して、施設において行う介助入浴（施設入浴）または移動入浴車を派遣する訪問入浴を実施します。
日中一時支援事業	日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び家族の一時的な休息を目的に実施します。
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がいのある人の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ、レクリエーション教室、大会等を開催するものです。
要約筆記者養成研修事業	障がい者等とその他の人の意思疎通を仲介する要約筆記者を養成するための研修を実施します。
自動車運転免許取得・自動車改造助成事業	自動車運転免許の取得や自動車の改造に要する費用の一部を助成します

①必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉ホーム（運営補助）	実施の有無	有	有	有	有	有	有
	実施の有無 （計画値）	有	有	有			
入浴サービス	回数/年	277	195	169	170	170	170
	回数/年 （対計画値）	61.9%	43.6%	37.8%			
日中一時支援事業	時間/年	315	1,672	1,337	1,340	1,340	1,340
	時間/年 （対計画値）						
スポーツ・レクリエーション・教室開催等事業	回数/年	0	0	1	1	1	1
	回数/年 （計画値）	1	1	1			
要約筆記者養成研修事業	人数/年	1	2	1	2	2	2
	人数/年 （計画値）	2	2	2			

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自動車運転免許取得・自動車改造助成事業	件数/ 年	1	1	0	1	1	1
	件数/ 年 (計画値)	1	1	1			

②サービスの状況や課題等

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の実績等を勘案し、適切な事業者等を選定しつつ、事業を必要とする人へサービス提供体制の充実を図ります。

地域生活支援事業の任意事業については、今後も継続して実施していきます。

3. 障がい児福祉サービスの見込量

サービス	概要
児童発達支援	日常生活の基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。(令和6年度から児童発達支援の類型(福祉型・医療型)が一元化されます)
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な子どもにつき、発達支援が提供できるよう、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与等の支援を行います。
放課後等デイサービス	放課後や学校休業中において、生活能力向上の訓練や創作活動等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がいのある児童が、集団生活に適応できるよう支援します。
医療型児童発達支援	上下肢または体幹の機能の障がいのある児童に、児童発達支援と治療を行います。(令和6年度から児童発達支援の類型(福祉型・医療型)が一元化されます)
障害児相談支援	障害児支援利用計画の策定等により、適切なサービス利用や課題の解決を支援します。

①必要な量の見込み(1月当たり)

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日/月	100	131	111	122	125	128
	人/月	32	40	35	37	38	39
	人日/月 (対計画値)	192.3%	225.8%	173.4%			
	人/月 (対計画値)	200.0%	222.2%	175.0%			
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月 (対計画値)	0.0%	0.0%	0.0%			
	人/月 (対計画値)	0.0%	0.0%	0.0%			
放課後等デイサービス	人日/月	342	380	432	450	468	487
	人/月	34	38	47	49	51	53
	人日/月 (対計画値)	92.9%	97.4%	105.1%			
	人/月 (対計画値)	97.1%	102.7%	120.5%			
保育所等訪問支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月 (対計画値)	0.0%	0.0%	0.0%			
	人/月 (対計画値)	0.0%	0.0%	0.0%			
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	8			
	人/月	0	0	1			
	人日/月 (対計画値)	0.0%	0.0%	0.0%			
	人/月 (対計画値)	0.0%	0.0%	0.0%			
障害児相談支援	人/月	12	15	21	23	25	27
	人/月 (対計画値)	85.7%	93.7%	116.6%			

※実績は各年度3月提供分。令和5年度のみ7月提供分。

②サービスの状況や課題等

放課後等デイサービスや障害児相談支援の利用は増加傾向にあります。障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

今後も、障がいのある児童にとって必要な療育が受けられるよう、サービスの確保と提供に努めていきます。

第4編

計画の推進に向けて

1. 連携体制の強化

(1) 庁内連携体制の強化

障がいのある人やその家族が抱える問題や不安、悩みは多岐に渡っており、その生活を支えていくため、福祉のみならず保健、教育、土木、防災など、関係課と連携体制の強化を図っていきます。

(2) 乙訓2市1町、京都府との連携の強化

障がい者施策を推進していくためには、京都府や乙訓2市1町（大山崎町、向日市、長岡京市）が連携・協力を図りながら進めていくことが重要であることから、連携・協力体制をさらに密にしていきながら障がい者施策の推進に取り組んでいきます。

(3) 乙訓圏域障がい者自立支援協議会との連携強化

乙訓2市1町で設置している「乙訓圏域障がい者自立支援協議会」は、障がい福祉サービスの基盤整備と利用に関する総合調整を行うことを目的としています。

また、障がいのある人の生活を支援するための必要な条件整備について広域的な意見調整を行うとともに、困難事例について支援策などの協議を行っています。今後も本協議会の活動を支援していくとともに、全体会や専門部会等を通じて地域における問題・課題を共有し、その問題解決につながるよう、連携を図っていきます。また、本協議会が乙訓圏域に住む障がいのある人にとって身近な機関となるよう、周知・啓発に努めていきます。

(4) 障がい者団体・サービス提供事業者等、関係機関との連携強化

計画の推進にあたっては、障がい者団体をはじめ、社会福祉協議会や医師会、サービス提供事業者、ボランティア団体など、様々な機関・団体と連携を図りながら、推進していきます。また、保健所や向日が丘支援学校、しょうがい者就業・生活支援センター、ハローワークなど、保健・医療・福祉・教育など、様々な関係機関との連携強化を図っていきます。

2. 計画の進行管理

本計画の進行管理及び評価については、「大山崎町障害者基本計画等策定委員会」を通じて、計画の進行管理・評価を行っていきます。

資 料 編

1. 大山崎町障害者基本計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の総合的な施策を計画的に推進し、障害者基本法（昭和45年法律第84号）

第11条第3項の規定に基づく障害者基本計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく障害福祉計画、及び児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第33条の20の規定に基づく障害児福祉計画を策定するため、大山崎町障害者基本計画等策定委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は16人以内の委員をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 行政関係者
- (4) その他町長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 障害者基本計画の策定に関すること。
- (2) 障害福祉計画の策定に関すること。
- (3) 障害児福祉計画の策定に関すること。
- (4) その他障害者福祉に関すること。

2 計画策定年度以外の年度については、委員会は大山崎町障害者基本計画等推進委員会として、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 障害者基本計画の推進に関すること。
- (2) 障害福祉計画の推進に関すること。
- (3) 障害児福祉計画の推進に関すること。
- (4) その他障害者福祉に関すること。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

(委員の任期)

2 この要綱の施行後、最初に選任される委員の任期は、第3条の規定にかかわらず平成31年3月31日とする。

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)

3 この要綱の施行の日から平成30年3月31日までの間は、第1条中「第33条の20」とあるのは、「附則（平成28年6月3日法律第65号）第10条」とする。

2. 大山崎町障害者基本計画等策定委員会委員名簿

(敬省略)

氏名	所属	備考
武田 卓也	学識経験者（大阪人間科学大学人間科学部教授）	委員長
若林 麻記子	一般社団法人乙訓医師会	
澤田 恵子	大山崎町民生児童委員協議会	副委員長
山本 眞由美	大山崎町身体障害者協会	
今村 泰信	大山崎町知的障害者育成会	
追立 富慈子	地域活動支援センターやまびこ保護者会	
松島 朱美	公益社団法人京都精神保健福祉推進家族会連合会 乙訓やよい会	
土岡 ひとみ	乙訓の障害者福祉を進める連絡会 (乙訓手をつなぐ親の会)	
今西 泰彦	社会福祉法人大山崎町社会福祉協議会	
和田 康雄	京都府立向日が丘支援学校	
梅垣 剛	乙訓障害者支援事業所連絡協議会	
山田 洋平	乙訓圏域障がい者自立支援協議会	
辻 知也	京都府乙訓保健所	
吉川 栄一	大山崎町教育委員会	

3. 大山崎町障害者基本計画等策定委員会の経緯

日 付	名 称	内 容
令和5年8月29日	第1回大山崎町障害者基本計画等策定委員会	・計画策定のスケジュールについて ・障がい者(児)アンケート調査、事業所アンケート調査について ・団体等ヒアリング調査について
令和5年10月～ 令和6年1月	第4次大山崎町障がい者(児)計画の策定にかかるアンケート調査	・障がい者(児)アンケート調査、事業所アンケート調査の実施 ・団体等ヒアリング調査の実施
令和6年2月9日	第2回大山崎町障害者基本計画等策定委員会	・障がい者(児)アンケート調査、事業所アンケート調査の結果について ・団体等ヒアリング調査の結果について ・障がい者(児)計画(案)の検討 ・パブリックコメントについて
令和6年2月～ 3月	パブリックコメント	・パブリックコメントの実施
令和6年3月27日	第3回大山崎町障害者基本計画等策定委員会	・障がい者(児)計画(案)について ・パブリックコメントの結果について

4. 用語解説

【あ行】

一般就労

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。

【か行】

基幹相談支援センター

地域の実情に応じて、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、障がい者の権利擁護等の業務を行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。

グループホーム

障がいのある人が、地域において自立した日常生活を営むために共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を受けることができる。

ケアマネジメント

生活困難な状態になり、援助を必要とする利用者が迅速かつ効果的に、必要とされるすべての保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法。

権利擁護

人間としての権利を保障すること。高齢者や障がいのある人等、社会的に不利な立場にある人々に対する人権侵害（財産侵害や虐待等）を防ぐことや、自己の権利やニーズを表明することが困難な人に代わって、援助者が権利やニーズを表明すること（代弁）をいう。

合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障がいのある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。障害者差別解消法では、国の機関や地方公共団体等は、合理的配慮の提供が義務化されている。（令和6年4月1日から事業者も義務）

【さ行】

児童発達支援センター

児童発達支援に加えて、施設の有する専門的機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助、助言をあわせて行うなど、地域における中核的な療育施設。

手話通訳者

音声言語を手話に、手話を音声言語に変換して通訳する人のこと。

障害者基本法

障がいのある人の自立と社会参加の支援等のための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより障がい者施策を総合的、かつ、計画的に進め、障がい者福祉を増進することを目的とする法律。

障害者差別解消法

障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律で、障がいを理由とする差別等の権利侵害行為の禁止や社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等が規定され、平成28年4月に施行された。正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律。

障害者自立支援法

障害者基本法の基本理念に基づき、障がい者および障がい児がその能力や適性に応じて自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう必要な障がい福祉サービスの給付等の支援を行うことを目的とする法律。平成25年4月に障害者総合支援法に改正された。

障害者総合支援法

障がい者及び障がい児が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。平成25年4月に障害者自立支援法から改正された。正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。

障害者の権利に関する条約

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約。

身体障がい者

身体障害者福祉法では、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓の機能障がい、⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいがある者であって、県知事等から身体障がい者手帳の交付を受けた者をいう。障がいの程度により1級から6級に認定される。

精神障がい者

統合失調症、気分障がい、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質精神病、その他の精神疾患のある人（発達障がいを含む）。

成年後見制度

知的障がいや精神障がいのある人、又は認知症高齢者などの親亡き後など、判断能力の十分でない人について、契約締結等の法律行為を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約したりする場合にそれを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を保護する制度。

【た行】

地域活動支援センター

地域活動支援センターⅠ型からⅢ型まである。Ⅰ型は、相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。Ⅱ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等を実施する。Ⅲ型は、地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を実施する。

地域生活支援拠点等

障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい児者の地域生活支援を推進する観点から、障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、相談、体験の機会、緊急時の対応等の支援を切れ目なく提供できる仕組み。

知的障がい者

知的機能の障がい未発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、なんらかの特別の援助を必要とする状態にある人。

【な行】

難病

原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、後遺症を残す恐れがある病気をいう。経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に人手を要するために、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。

【は行】

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、床の段差を解消したり、手すりの設置など物理的な障壁の除去を指すほか、より広くすべての人の社会参加を困難にしている物理的・社会的・制度的・心理的などすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

【や行】

要約筆記者

聴覚障がいのある人に話の内容をその場で手書きやパソコン入力により、文字にして伝える筆記通訳者のこと。話すスピードが書く（入力する）スピードを上回り、すべてを文字化することはできないため、話の内容を要約して筆記する。

【ら行】

ライフステージ

幼児期、児童期、青年期、成年期、老年期など、人生の様々な過程における生活史上の各段階のこと。

リハビリテーション

医学的なリハビリテーション（社会生活に復帰するための総合的な治療的訓練）にとどまらず、職業能力開発や職業適性を高める職業的リハビリテーション、特別な支援を行う教育による教育的リハビリテーション、社会生活力を高める社会的リハビリテーションなどを含めて、ライフステージの各段階において、何らかの障がいのある人がその人の能力を最大限にまで引き出すことを目指そうという考え方。

療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい者と判断された人に対して交付される手帳。障がいの程度表示（京都府）は重度は「A」、中度・軽度は「B」となっている。

第4次大山崎町障がい者（児）計画
（第5期障がい者（児）基本計画
第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画）

令和6年3月

発 行：大山崎町健康福祉部福祉課

〒618-8501 京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目3番地

電 話：075-956-2101

F A X：075-957-4161